

1 議 事 日 程

[平成20年太宰府市議会 決算特別委員会]

平成20年9月17日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

2 出席委員は次のとおりである（20名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	小柳 道 枝 議員
委員	原田 久美子 議員	委員	藤井 雅 之 議員
〃	長谷川 公 成 議員	〃	渡邊 美 穂 議員
〃	後藤 邦 晴 議員	〃	力丸 義 行 議員
〃	橋本 健 議員	〃	中林 宗 樹 議員
〃	門田 直 樹 議員	〃	安部 啓 治 議員
〃	大田 勝 義 議員	〃	安部 陽 議員
〃	佐伯 修 議員	〃	村山 弘 行 議員
〃	田川 武 茂 議員	〃	福廣 和 美 議員
〃	武藤 哲 志 議員	〃	不老 光 幸 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市長	井上 保 廣	副市長	平島 鉄 信
教育長	關 敏 治	総務部長	石橋 正 直
協働のまち 推進担当部長	三笠 哲 生	市民生活部長	関岡 勉
健康福祉部長	松永 栄 人	建設経済部長	木村 洋
会計管理者併 上下水道部長	古川 泰 博	教育部長	松田 幸 夫

総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	木村和美	税務課長	新納照文
納税課長兼 特別収納課長	鬼木敏光	人権政策課長兼 人権センター所長	津田秀司
福祉課長	宮原仁	高齢者支援課長	古野洋敏
保健センター所長	和田敏信	国保年金課長	木村裕子
子育て支援課長	花田正信	都市計画課長	神原稔
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	大江田洋
教務課長	井上和雄	学校教育課長	松島健二
生涯学習課長	古川芳文	文化財課長	齋藤廣之
中央公民館長	木村努	市民図書館長	吉鹿豊重
監査委員事務局長	井上義昭		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから休会中の決算特別委員会を再開します。

本日は218ページ、10款1項からです。

都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 申しわけありません、昨日の件です。昨日質問にありました梅林アスレチックスポーツ公園の開園時間でございます。年間を通じて6時から20時、午前6時から午後8時で運用しております。場内照明につきましても、季節を考慮して点灯いたしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） では、218ページ、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費について質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目について質疑ありますか。ページは220ページ、221ページ、原田委員。

○委員（原田久美子委員） 221ページの授業協力者謝礼についてでございますけれども、資料請求のほうは62ページに記しております。この分につきまして、件数と主な内容を資料請求としたわけですが、去年に比べて109件という件数が増えております。この件につきまして、どういうふうなことで109件、予算は同じであって109件増えたのかというのが1つと。

学校別によっては差が大きいんじゃないかなと思いますので、その点をちょっと説明をお願いしたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） まず、件数が増えている理由についてでございますが、この学校授業協力者の招致につきましては、各学校のゆとり教育の一環といたしまして総合研究というのがございます。総合授業というのがございます。そういった中での判断です、それぞれ学校が子供たちに教えたいと、そういったもの等によりまして、判断がなされているところでございます。

2番目につきましても、同様なことで、学校間に差があるということではございますが、学校の考え方、やり方、そういったものの中です、総合的に判断をされて招聘がなされているというふうに理解をいたしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） ありがとうございます。私は、やはり道徳授業の一環であると思っておりますので、ぜひこういうふうな活用、協力者の活用は本当に素晴らしいものだと思っ

ておりますので、学校別にやっぱり差があるということは、それだけ協力者との、協力者に触れてないという関係になると思いますので、ぜひ1であるところをやはり学校の態勢をもう少し考えていただいて、子供たちが平等で勉強を、道徳の授業ということでしていただけるようお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 219ページ、学校施設整備積立金、基金で8万5,171円積み立てにしているんですが、監査意見書の41ページ、現在のところ、2,163万6,087円が基金、平成19年度末であるんですが、この増減の関係では2万7,336円になっているんですね。こちらでは、8万5,000円と。それから、学校施設整備というのは、古い経過の中で人口抑制策を以前とってきました。余りにも人口増えると住民とのコミュニケーションが図られないという形で、有吉市長、それから伊藤市長と、水がないという状況の中で、人口急増策でこういう制度、全国でも初めてというかね、あらゆる業者の方々が宅建業界だとかマンションの協会、あらゆるところに頭を下げて太宰府についてお願いをした経過があって、してきたんですが、今現在、水需要が安定してきた関係であれしてきたんですが、まだこういう部分について制度が必要かどうかというのが1点ですね。

それと同時に、積み立て増減額を見て、この差が少しあるんですが、この辺について説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この制度についてでございますが、この学校整備事業資金につきましては、収入源と申しますか、児童生徒の急増における負担金というふうな形でですね、それぞれ宅地造成をされる方々から徴収をさせていただいておりましたが、ちょっと記憶は定かではありません、申しわけございませんが、もう十数年ぐらい前にですね、一応その制度そのものが廃止になっております。そうしたことから、今まで積み立てた額ということで現在も運用しておりましたが、制度につきましては、収入源そのものがないということになりますので、制度についての見直しを考えなければならないというふうには考えております。

2点目の積立額、基金の繰り入れ金の差についてでございますが、ここにお出しをしているのが5月期の中旬の2万7,336円ということでしたが、その後の見込み等がございましたので、その分を上乗せした形で出すというふうな状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、今課長からも、それから行政側も、この部分についてはもうはっきり言って基金だけは残っていると。ただし、もうはっきり言って、開発、20世帯以上についてご協力をいただくという状況での経過があったんですが、この基金についてはもうある一定廃止をしてですね、別な部分に組み替えをするかどうかをしないことには、管理上こういう状

況になりますから、ただこの利息がどういうふうな状況になるかとかですね、現実には協力を、その条例はあるんですが、それを今後は、あれだけマンションも建っていますが、もう今の段階で施行してないんでしょう、条例施行は。やっぱりしているんですか。

ただし、条例はまだ廃止してないですよ。だから、基金条例ももう必要ないんじゃないかなど、もらえないんだから。だから、ここの部分について、現在のところ2,163万6,087円をできれば減債基金に回すとか財政調整積立金に回すとかはですね、平成21年度の予算関係ではやっぱり見直しをすべきじゃないですかね。この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほど武藤委員さんから言われますように、急激に人口が増えることによりまして、公共施設の整備が間に合わないということで、こういう負担金を取って取りましたけれども、現在では一応学校の施設の整備が終わりました。終わりましたと言うよりも、今後は改修工事を主に今からやっていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、その目的等々を勘案しながら、この学校の新設の整備資金ではなくて、改修等を含めた基金という形に今後見直しを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 224ページ、3目同和教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 226ページ、4目就学指導委員会費について質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 225ページ、スクールカウンセラー活用事業ですが、現在、4つの中学校がありますけれども、現在どこどこの中学校に配置をされているのか、スクールカウンセラー。

それと、どういった相談といますか、子供たちの相談が多いのか、保護者の相談が多いのか、お聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） まず、配置校についてでございますが、平成19年度につきましては、単独校といたしまして学業院中学校と太宰府中学校、それと拠点校といたしまして太宰府西中学校ということで、その対照といたしまして太宰府東中学校というふうな形になっております。3名配置をされているということです。

それと、相談者につきましては、まず状況でございますが、問題を抱えている児童・生徒のカウンセリングと、また保護者や教師の教育相談、指導を行うということで、スクールカウンセラーが配置をされているという状況でございますが、相談者につきましては、保護者なのか、子供なのかといったお尋ねでございますが、ちょうど半々程度ということで承知をいたし

ております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） それで、保護者からの不登校についての相談もあると思うんですよね。審査資料の3ページにですね、これ出していただいていますけど、平成17年度から平成19年度の小学校、中学校の不登校児童数、これ小学校、中学校を年度別に合わせますとですね、平成17年が60人、平成18年が57人、それから平成19年が66人なんですよ。大体増えていると。この数字を見てですね、教育委員会ではどういうふうなとらえ方をされているのか、またこういう論議をされているのかですね、不登校についての。その辺をお聞かせいただければと思いますけれど。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 不登校の理由といたしますか、きっかけ、そういったものにつきましては、いじめでありますとか生徒間の問題、それと家庭の状況、そういったものが考えられます。そういったことで、現在、学校においてそれぞれ対応というのが違っている部分等はございますが、家庭訪問をして、本人さんまたは保護者、そういった人と面談を行い、指導を行うという分とか、学校のほうに来てもらって、先ほどのスクールカウンセラー等を交えながら協議を行ってもらうというような方向を打ち出しております。そういったことで、校長会、教頭会、そういったもの等を定期的に行っておりますので、そういった席の中ですね、こういうものについての一般的な考え方、そういうものをお示しをしているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 子供たち、学校へ行きたくてもですね、行けない、それからちょっと不安、いろいろ心の葛藤があると思うんですよ。それで、やはり受け皿としてつばさ学級というのがありますよね。ここでやはり復学をさせたりという、こういう実績もありますから、できましたらですね、カウンセラーとかつばさ学級の方々、それから学校、教育委員会も交えてですね、やっぱり何らかの対応策を講じていただければなと思っております。

それで、やはり将来のある子供たちですから、一人でも多く復学、修学できるようにですね、努力をしていただきたいというふうにお願ひしたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

教育長。

○教育長（關 敏治） 貴重なご意見ありがとうございます。今、課長が説明しましたけど、少し補足をさせていただきたいと思います。

まずですね、この中学校大体40人程度というかなりの人数が不登校生でおるわけですが、全国平均的に見ますと、不登校生徒が3.数%おるとというのが現状でございます、それから見ま

すですね、おかげさまで太宰府の場合は2.5%程度で少し低いというような現状でございます。低いからいいというわけじゃございませんけれども。

それから、今ご指摘のありましたように、不登校でもう家から出られないといいますかね、なかなか学校に行ききらないという子供さんについては、先生を中心に家庭訪問等してもらっていますが、学校に行こうかという子供さんには、先ほど言いましたようにつばさ学級を紹介したり、また保健室登校とか、また学校によつたらですね、空いている先生にしてもらって、学習室みたいなのをつくって、そこに来てもらうとか、また市長のほうからいろいろ指導員、支援員を配置していただいておりますので、そういう方を活用しながらやるように努力しているところでございます。

ただ、こういうふうな現状で、太宰府市に限らず、全体的に不登校生が増加がみでございしますので、いろんな面でご支援、ご協力をお願いしたいと思いますし、教育委員会としても努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ちょっと関連でお伺いします。

今、橋本さんの質問で回答があったんですが、このスクールカウンセラー自体はですね、要するにどうなのか、ちょっと逆行した意見で申しわけないけども、ここで受けた悩みとか相談、これはここで、このスクールカウンセラーのところで処理すべきものなのか、それともこれを学校の中で相談するのか、なかなか難しいところじゃないかと思うんですが、要するに何でスクールカウンセラーが必要なのかというと、直接学校には相談したくないというのがあるのではないかと思うんですよね。そういった場合に、スクールカウンセラーに話したのが全部学校の中に伝わるということからすると、非常に難しい問題があるのではないかというふうに思うんですが、協力体制は確かに必要と思いますが、なぜこのスクールカウンセラーのところに行くのかということから考えるとですね、ちょっとそこあたりが難しい問題を抱えているんじゃないかと思うんですが、そこらはいかがですかね。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のように、学校とか先生方に余り話したくないといいますかね、そういうような側面があって、スクールカウンセラーの先生にお話しするというようなことが、子供の場合も親の場合もございます。大体ですね、スクールカウンセラーの方には、相談日記といいますか、日誌を記入していただいておりますので、その日誌の内容につきましては、校長のほうは内容を知っておりますけれども、それを担任に伝えるのかということについては、スクールカウンセラーと話をしながら対応するようにしておるところでございます。おっしゃるように、非常に難しい内容がございます。

それから、ノートの管理等についても、学校のほうできちっと管理するようにしておるところです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 渡邊委員から資料要求が出されておりました、教育委員会としては、努力していただいてですね、全体的には不登校児童については、近隣から見て努力の結果少ない状況なんです、ちょっと私のほうに相談が近くから入りましたね、一番悩んでいるのは、やはり児童・生徒よりも親なんです。やっぱり子供として学校に行ってほしいという、朝になるとやっぱり学校に子供が行けない、そうするとそこで親と子供の関係、なかなかコミュニケーションがとれない、部屋に閉じこもる。特に、中学生の場合が平均して四十二、三名ですが、小学校ではですね、教諭、担任の先生と、やはりずっと学年が同じなんです。その小学校の先生には具体的にその部分については目が行き届くんですが、中学校になりますと、はっきり言って科目別な教諭になりますから、担任は担任であっても、一日の授業がその都度変わっていくというかですね、だから、小学校の6年生から中学に入ると、その部分ですね、やはり子供自身が自分の悩みを先生にも言えない状況もある、授業についていけないこともあるし、さまざまな条件が重なって、やはり学校に行きたくないなど。ここがやはり家の中に閉じこもりという状況が出てくるんですね。だから、授業があっている間は家の中にじっとしていると。みんなが帰ってきたら、やはり出ていくという、こういう状況で、親としても仕事にも行けない、子供一人置いたままでという、こういう家庭内崩壊につながる状況が私のほうにも寄せられているんですが、先ほども橋本委員、それから福廣委員も言ってますが、そこですね、学校の教諭というのは大変なやっぱり仕事ですよ。以前も言ったように、普通どおり帰れることもありませんし、8時、9時、10時まで学校での仕事があるという状況の中で、こういう小学校、中学校の不登校対策で何らかの形で教員退職者、こういうものをボランティアで募集して、不登校児童のところに訪問に行ったり、コミュニケーションをとるような方法を、やっぱり学校支援バンクという市長の施政方針もあるように、特殊なですね、対応、だから先ほども言いましたように、太宰府にはつばさ学級がありますけど、来ている児童・生徒数というのはわずかですよ。この方たちがみんな来てくれればいいんですけどね、やっぱりそういう状況にもならない。親の気持ちも理解もするような状況で、何らかの方法をですね、やっぱり子供を大事にしたいし、やっぱり一番の悩みは親だと思います。親はやはり子供を学校に行ってほしいと、どこの親が、おまえ、学校に行くなと言うやつはないと思うんですよ。だから、そこをどう手を差し伸べるかを今後の課題として検討いただけないかなと。すばらしい、やはり教育者が退職してきているわけですから、そういうボランティア募集、不登校対策の指導というかですね、こういうものもちょっと検討していただきたいなというふうに考えてますが。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 中学生になりまして、少し不登校生徒が増えるということについてはですね、例えば授業が難しくなるとか、また先生の指導が厳しいとか、また生活態度といたしますかね、そういうものの指導が厳しいとか、部活動の先輩が厳しいとか、また親によりましては、今、武藤委員が言われましたけれども、逆で、行かんなら行かんでいいやというような親の考

え方もあるとか、いろんなことが要因として言われておるところでございまして、また対応もですね、非常に怠けぎみな不登校の者から、病気ぎみでもう学校に来られないというようなというような、いろんな対応があるようでございます。

それで、学校内でのそういう指導状況の改善に向けてとか、それから小学校との連携を密にしてどんなふうな指導をしていくのがいいとか、また場合によったら小学校の先生に来ていただいてお話をするとか、そんなふうないろんな方策をしながら対応しているのが現状でございますが、現実的には先ほど武藤委員がご指摘のように、やはり人間的な補充もしていかななくてはならないというのも現状だろうと思っております。

今のご意見を聞きながらですね、また教育委員会でも、また市長さんのほうとも相談しながら努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 先ほどは4目まで進んでいたんですが、後戻りしました。226ページ、4目の就学指導委員会費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目幼稚園費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項小学校費、1目学校管理費について質疑はありますか。228ページ、229ページ、231ページ、233ページまで。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 233ページですが、その中のですよね、耐震診断委託料というのがありますよね。これがですね、事務報告書でいきますと、138ページですね、これは小学校ですけどもね、後ろには中学校が載っておるんですね。これは142ページに中学校が載っていますね。この耐震診断をされているんですけども、一応、水城西小学校ということで書いてありまして、ほか2校ということで書いてありますが、このほかの2校というのはどこになりますか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この耐震診断につきましては、水城西と太宰府西小学校、それと、太宰府南小学校でございます。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） それでですね、これ、耐震診断された結果というのは出ているわけでしょう。耐震診断の結果ですけど。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） はい、出ております。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） そうすると、その結果はどのような結果になっているか、教えていただきたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 一つの目安としまして、0.3という基準がございます、その耐震診断の指標の中でですね。それをすべて上回っているということではございますが、今後、工事を行う上で、さらにこれの2次評価と申しますか、評価委員会のほうに本年度の予算で2校かけさせていただいております。

この診断結果が出ましてから、来年度以降工事を行っていくというような運びで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 0.3ということ言われた、これ0.3でいいんですかね。どうなのかな。1じゃなかったですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） I s 値が0.3以下でありますと、すぐにでも壊れる、倒壊するおそれがあるよということですが、今回行いました診断ではその数値を上回っているということではございます。ただし、0.6以下でございますと、やはりそういうふうな耐震の補強をしなければならぬということではございますので、その分については先ほど申しましたように、評価委員会のほうにかけさせていただいて、詳しい結果をもとに工事のほうに移行させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 学校というのは、当然、避難施設になるわけですね。要するに公共施設ですけども、ほかが崩れても学校とかそういったことは絶対崩れちゃならないということ、当然のことですよね。だから、当然それはあと、そういうふうな、今欠けているということですから、その結果が出て大丈夫だということのお墨つきがいただけるんでしょうけれども、それをいただいて、そして工事に、要するに耐震工事にかかるのか、かからないのかというような考え方、それから進めていくという形ですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現在、2次評価の診断を太宰府南小学校と水城西小学校については本年度の予算で受けております。この結果をもとにしまして、その結果次第では、なってきましたが、来年度の予算、工事に向けて予算を計上させていただきたいというふうに思います。

残りました学業院中学校と太宰府西小学校につきましては、来年度、2次評価委員会の審査を受けて、また同じような運びにさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、事務報告、137ページの節の段階でですね、小学校の調理業務の問題についてですが、5つの小学校については、別のいろいろな会社が調理業務に携わっていただいております。

追加資料をお願いしておりましたら、民間委託選考委員会の審議を終えて契約を行っているという部分が出ておまして、追加資料の63ページに、まず中学校も出ておりますが、まずこのニッコクトラスト、それから魚国総本社、中村学園事業部、栄食メディテック、大新東ヒューマンサービスですか、こういう状況で年間契約をされているんですが、当然生徒の増減があったり、病気で休んだりですね、こういう部分もあるんですが、契約はもう当初契約で変更はしないと、1食当たり幾らという形で、単純に見ますと、ここですね、事務報告の52ページに、小学校、中学校の児童・生徒数が具体的に書かれているんですね。だから、年間の契約のときにですね、こういう水城西あたり、国分についてもそうですが、人口急増してぼっと来ますよね、区画整理だとか、太宰府西小学校もそうですが、当初契約したときの増減関係は、ちょっと私も契約書を2年前に資料出していただいたのに目を通さなかったんですが、この増減関係は、別に当初契約した場合については、あるのかないのかですね、この部分は教育委員会としてはどうされておりますか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 基準になります児童数につきましては、大体5月1日に基本調査が行われますので、その数値をもとに公表いたしております。この5月1日の調査に、今後どのくらいの児童数が増えるのかといったところも試算をいたしましたところでの契約額となっております。したがって、年度当初契約いたしました額の変更というのは、現在行っておりません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは、人口が増えて、逆にこういう状況で、水城西小学校が628人ですかね、太宰府小学校は651人、一番児童数が多いのは水城小学校784人という数字が出ていますが、これは当初5月の段階で契約し、増減があっても、それからまた増減関係でも、先ほども言うように学校にお見えにならない児童や生徒、児童があった場合についても契約どおりだと。精算も、当初したとおりでやるという状況ということでもいいですね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 契約時におきましては、前年度の契約額、それと予想される児童数、そういうものを勘案をいたしております。それで、物価の状況、情勢、そういったものも

勘案しておりますので、ちなみに平成19年度につきましては、平成18年度に比べまして5社中4社につきましては、そういうふうな状況等を勘案した中で減額の契約をさせていただいております。

残り1校につきましては、児童数が大幅に増えるという見込み等もございましたので、平成18年度の契約に比べまして若干の増額というところで、契約をさせていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一切の機具がありですね、栄養士が献立をつくり、電気、水道であれ何であれ、ただ人材派遣会社みたいな状況で調理業務に従事させるというのがこの調理の委託なんですよね。向こうから機材を持ってくるとか、そういうものはありませんから。だから、この部分については契約が切れれば、水城西小学校の会社が逆に国分小学校を委託を受けることもあるし、その都度入札を行ってやるということでもいいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 状況的には、今委員さんがおっしゃられたとおりの状況で、実際にここに要する費用というのは人件費が重立ったものでございます。それに、消耗品、被服費、そういったものが加わってくるというような経費になっております。そういったことから、現在、入札というのは行っておりません。随契という形をとらせていただいておりますが、民間委託を始めましてもう長いところでは十数年たっているというふうなところもございます。

そういったことから、現在、太宰府市の学校給食におきましては、他市町村等に比べましてですね、非常においしいというような評判が保護者からも出ておりますが、そういったような評価も受けております。

一定の資質というのは、それぞれの会社も持ち合わせているというふうに理解をいたしておりますので、今後に向けましては随契から、一步踏み出したところで入札制度、そういうものを少し取り入れながら検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、私どもこの民間委託の問題では、大変な論議になった経過がありますよね。だから、当初から言うように、7校中5校は委託をしたいけど、何らかの対応をするために2校は直営として残していきたいというのが論議の過程だったんですが、やはりこれはこのまま、直営という2校、7校中2校は直営でやりたいと。あとのこういう状況については委託をしていきたいというのが、今までの経過であります。このとおりあとの2校についても直営方式でやっていきたいと。何らかの事故があったときの対応だとか、そういうものもあるということで、説明を受けておりましたが、これに対する変化がないのかどうか。

それから、先ほども担当部から説明があってございましたが、やはりこれだけの業者がおるわ

けですから、やはり入札に切りかえていく必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますが、随契でずっと見積書をとって、この会社が安いからとか、信頼性があるとか、実績があるという状況の中で、随意契約してきたんですが、金額的に1,000万円を超えるものは本来は随契は好ましくないはずですよ。だから、今後やはりこれも大きな検討課題としてやっていただくかどうか、この辺いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 先ほど申しましたように、現在、随契でやっておるものにつきましては、今後入札、そういったものも視野に入れながら検討させていただきたいというふうに思っています。

それと、もう一点の直営で2校残すのかといったところでございますが、これは労使協議の中で、直営で2校残すという形になっております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 232ページ、2目教育振興費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目特別支援教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 234ページ、3項中学校費、1目学校管理費について質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 太宰府中学校の件で、昨年の暮れか今年の初めだったと思うんですけども、中学校のトイレとか雨漏りなどの補修、営繕不備がですね、市財政の困窮のため放置されているというような意味で、テレビで放映がされたと思います。その当時の校長が3月で退職された後にも、卒業式の模様とともに、またそれが放映がされたわけでございますが、この学校の営繕関係の保守点検の日常の管理は、教育部の学校教育課が担当するのか、それとも学校現場の管理者が担当するのか、どちらかお伺いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 営繕工事の補修等につきましては、日ごろ管理につきましてはやはり学校教育、教育委員会が管理しなければならないというふうに思います。ただ、日常的な動きといいますか、状況、そういったところの把握がなかなかできない部分等もございます。そういったときは、当該校のほうから市のほうに、教育委員会のほうに一報いただきまして、こちらのほうで現場を確認させていただいた上で、緊急度、そういったものを勘案しながら、現計予算の中で対応させていただいているというのが実情でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） この件につきましてですね、学校当局のほうから修繕依頼とか、そうい

ったものをですね、予算措置とか、そういったものがあって、予算措置をされるのか、あるいは1年間で学校の何というか、ここにもたしかあったと思うけども、修繕料として673万9,881円載っていますけども、各学校に1年間の補修費として割り当てなんかをやられるのか、あるいは学校からこの分の補修を依頼された分を見積もりとか、そういったものを参考にしながら予算措置をされるのか、それはどんなふうですかね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 予算の編成につきましては、当該校、それぞれございますが、そちらのほうから要望書を出していただいて、それを精査の上、予算を計上させていただくというのが通例でございますが、年度中途等におきまして、緊急的にそういうふうなコンクリート等が落ちるとか、何々が欠落する、そういったこと等につきましては、その都度、現場を確認の上、早急にやらなければならないものについては現計予算の中で対応させていただいておることでございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） テレビ、多くの方が見られたと思うんですけども、雨漏りは雨漏りとして、トイレの破損の分ですね、これは今ちょっと前に破損したという状況やなくて、前々から少しずつそういう状況であったのではないかなというふうに感じたんですけど、この件についての補修依頼というのは学校現場からあっていたわけですか。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 年度当初の予算は、なかなか総枠が厳しいというような状況で、修理の必要性はあるけど予算措置が十分でなかった。6月の補正で、修理の予算を認めていただいて、夏休みに修理をする予定で進んでおったのが実情でございますが、テレビのほうはその前に出ちゃったというのが実情でございます。

それで、決して十分ではございませんけど、先ほど課長が説明しましたように、修理の必要性と緊急性のあるものから順にしていかなくちゃならないというふうには考えておりますので、今後も努力してまいりたいと思っております。

テレビに出て本当に申しわけございませんが、経過といたしましては、先ほど申しましたように6月補正で承認していただいておったんですが、工事は夏休みじゃないとできないという状況がありましたもので、それが延び延びになった時点でああいう皆さん方に大変申しわけない状況になりましたけれども、そういうふうな経過があったということだけはお知らせさせていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 非常に何というか、財政的にもいろいろ苦しいのはあるんでしょうけども、ああいうふうテレビというか、要するに報道機関はおもしろくですね、おもしろいと言ったらおかしいですけども、報道されると、いかにも何か太宰府市がそういうものを放置しているというふうな感じで非常に放映をされたというのは、私自身は本当に残念な状況であった

ということをつけ加えまして、この件については終わりにしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう一度ですが、事務報告の52ページに教育委員会から中学校のクラスで学業院中学校が21クラスから太宰府東中学校が10クラスありますという部分を出していただいて、生徒数は1,700人という事務報告をいただいております。

それから、同じくこの事務報告の節で141ページに、この4つの中学校のランチサービスの配ぜん業務をお願いをして、113万9,328円支出をしているという節の報告をいただいております。そういう状況の中で、大変議会の特別委員会も、2年近くかけて審議をいただいたこの中学校給食をどうするかという問題ですね、追加資料の63ページに、中学校ランチサービスの月別利用数が、大変忙しい中に書類を出していただいております。ところが、このクラスの中でですね、学業院中学校を見ますと、はっきり言って生徒数が689人の中で平均して5%から6%のランチなんですね。

一番生徒数の多い学業院中学校で、ここで見ますと一番多いところでは51人、少ないところでは33人という数字があります。太宰府中学校についてが一番利用率が高いような感じがします。太宰府西中学校、それから太宰府東中学校は、太宰府東中学校の場合は生徒数が少ない関係もありますが、こういうクラスが全体的には4校で54クラスありますが、この中でランチをお願いしているのを平均すると、一つのクラスにこういう状況でいくと4人から5人、多いときで6人ぐらいになってしまっている。こういう状況の中で、ランチサービスがこれだけ議会で論議をされたんですが、最終的には業者が経営上成り立たないと、以前、大野城市でこういう状況がありましたが、そういうことにならないように努力もしなきゃいけないと思うんですよ。せっかく議会と行政が論議をして、実施したランチサービスが、利用率が、平均して一番多いところで太宰府中学校で19%ぐらい、少ないところでは5%、こんな状況になっていますが、クラスの中でそういう少ない何人かが、状況がどうなのかという不安があります。

これ以外に、はっきり言って、申し込みも1カ月単位ですから、やはりこの利用率も下がるんじゃないか。学校の購買でパンを買うという状況も出てきているようですね。子供に聞きますと、パンを買いたいとかですね、こういう状況もあるんですが、もう少し効率を上げるというか、何らかの行政側としても議会論議もありますが、このランチサービスがせっかく実施されたが、平成19年、平成20年、平成21年では行き詰まるような状況にならないような、教育委員会としても方策を考えなきゃですね、こんな状況じゃ、事業者としては、はっきり言って193食ぐらいではですね、採算がとれないという形です。一挙にやめられた場合は、何の方策、議会と行政が論議した結果になるのかというのがありますが、その辺は内部検討されておりますか、教育委員会として。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 委員さんご指摘のとおり、今のランチサービスの利用状況というの

は、平均いたしまして、平成19年度ではございますが、11.8%ということで、低い数字になっております。

それで、先ほどお話出ておりましたように、これとあわせて、パン食をしている子供たちの部分もあります。それで、パン食がどのような状況になるのかということで、一応資料を取り寄せましたところ、大体月平均で181名がパン食を利用しているという状況がございます。

ただ、このパン食につきましては、個数が出ておりますが、1人何個食べるのかといったところが非常に個人差があるものですから、なかなか実態的な把握ができないということがあります。概算でいきますと、今申しましたように約180人がパンを食べているということになります。

パン食とランチサービスとを合わせますと、全体の22.4%程度がですね、そういうふうにならかの形でそれを利用しているということになります。残りが家庭からの弁当を持参しているという形になっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、今ランチサービスの申し込みが1カ月だったですかね、単位は。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） はい、そうです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、1カ月単位だとその部分について生徒が1カ月ずっと同じものという部分も、やはりほかの人は弁当持ってきているんだけど、1カ月お願いするとずっと弁当が来るんじゃなくて、その部分についてランチサービスの見直しとしてですよ、できれば何らかの形でいい方策はないかなど。こちらも毎日ランチサービスという形で、生徒の中での配慮もあるんですけどね、10日単位にするとかですね、何か見直しの方法はないものかどうか。食べたくなくても、1カ月でそういう契約をしたということになってくると、土曜日もあります、休みになっていますから、実質20日ぐらいですけど、できればですね、申し込みの状況を、明日弁当をお母さんからつくってもらいたいとか、そういう対応もできるような、ずっと同じものが配達されるよりも、見直しができるような状況が教育委員会としても検討できないかどうかですね。こういう状況が私のほうに寄せられていました。

また、ずっとおまえランチサービスかというのが、やはり子供の中からもやっぱり出てくる。今日は何やというような話になるそうですね。だから、同じものが、全員が食べれば問題ないんですが、その部分に問題点も出てきていますので、少し内部検討いただけないかなというふうに考えているところですが。これは父母から出された意見です。

だから、パンにかえたいと、パンにかえることによって弁当もつくってもらえるという状況になりますし、このままだと、ランチサービスが行き詰まってしまうなという状況がありますので、内部検討いただければというふうに考えています。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現在、いろんな献立については工夫を凝らしているところではございますが、献立のまた見直し、それと申し込み時期、そういったものについて再度検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 238ページ、教育振興費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4項社会教育費、1目社会教育総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 進みますよ。

（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 242ページ、2目青少年教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 244ページ、3目公民館費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 246ページ、247ページまでです。進みます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 248ページ、4目図書館費について質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 図書館費ですけども、追加資料のほうお願いしております。追加資料の2ページのほうとあわせて質問しますが、昨年の決算委員会の際にも、廃棄した蔵書の数については質問させていただきましたけども、特に今回耐用年数と破損と分けて資料出させていただきましたけども、この破損の中で処分したものの中にですね、故意の破損と言うとちょっと言葉があれかもしれませんが、借りられた方が何らかちょっと意図的にラインマーカー引かれたりとか、そのページを破ってとか、そういった形で破損した状況のものということも含まれているというふうに認識していいんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○市民図書館長（吉鹿豊重） そのように認識されていいと思います。ただ、この破損の中で多いのが漫画の本がほとんど、多いそうなんです。よく借りられたのは300回ぐらいで、もう漫画の本自体の製本が一般図書みたいに強くはつくっていないので、結構そういう破損が多いということを知っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 例えばいわば故意の破損をした本人がわかった場合ですね、やはりこれ市民の皆さんの共有の図書というのは財産だと思うんですけども、きちんと弁償とかそういった形の対応はとられているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○市民図書館長（吉鹿豊重） 故意に破損されたり、紛失されたり、雨に濡らされたりしたのがわかれば、弁償していただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。250ページ、5目女性センタールミナス費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目について質疑はありませんか。250ページ、252ページ、253ページ、254ページ、255ページまでです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 進みますよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目文化財調査費。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 文化財の発掘調査についてですけども、まず発掘調査の調査依頼が来まして、試掘、それから本掘に入るまでのですね、待ち時間といいますか、その期間について、今どのくらいになっているか、お答えいただきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 文化財発掘調査関係で、原因者の発掘調査のご質問だと思います。今現在で調査の依頼が来た場合につきまして、大規模といいますか、二、三週間以内のもの、小さなもの、小規模のものであれば随時できるという状況で、規模的に1カ月を超えるような調査になってきますと、今現在申し出ただくと来年の4月から調査に入っていくというような日程の状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） ということは、大きいのになれば半年ぐらいは待っておかなければならないということですね。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） はい、そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） それと今いろんなところで市内は発掘されておりますけども、この発掘調査についての、いわゆる市民に対する報告といたしますか、今どこそこで発掘しているというふうな、やはりこの資料にですね、どこそこでしているというような報告資料は出ておりますけども、これを市民の皆様に、やっぱり報告するようなことはできないもんかと思いますが、はっきりした何というんですかね、その成果が上がっているものについては時々発表されているようですけども、あちこちでされている分についてですね、やはり報告をしていただきたいなと思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 発掘の成果を市民の方に啓発していくというのは、我々の業務だと思っております。それで、各調査現場の調査の状況をほぼある程度の一定の成果が出た時点で、新聞社発表、記者発表いたしまして、各現場の成果を皆さんに見ていただいております。事務報告書の56ページに、先ほど委員さんおっしゃいましたように、それぞれ各現場ごとの説明会をその都度やらせていただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 新聞発表もあれですけど、この報告書に出してある程度の発表を年に1回ぐらい、何かの形で、広報でもいいですけども、出していただければですね、本市ではそういう史跡がたくさんあるということは市民の皆さんご存じですので、どこでどういうふうな発掘をされているのかなということについても興味がおありと思いますので、やはり年に1回でもいいですけども、広報か何かで、この報告書に書いてある程度の報告を出していただければと思います。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 広報、インターネット等を活用してですね、市民の方に知っていただくように努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） ちょっと関連ですけど、太宰府市全部が文化財のようになっておりますね。それをもう少し重要度でABCか、ランクづけして、そういう発掘をしないでもいい部分あたりもあるんじゃないかと思いますが、そういうものをつくっていただいてですね、できるだけ市民に負担にかからないような方法をとっていただきたいと思っております。これは要望しておきますので、研究しておいてください。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほどのですね、話が戻りますが、発掘についてはですね、新聞とかもあ

りますが、ふれあい館のほうで、発掘されたものを展示といいますか、そういうふうなこともやっておりますので、それについてはかなりパンフレットが出ているんじゃないかと思えます。

それから、先ほどの発掘の重要度云々は、確かにそういうこともあるかもしれませんがですね、ある面では掘ってみなわからないというところもあるわけでございますので、ここはもう重要度がないといってそういうことをしないというわけにはなかなかいかないんじゃないかと思っております。どうかよろしくご理解ください。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 重要文化財というのは、一度なくしてしまったらもう取り返しがつかないんですね。だから、それなりに建設する場合、どこも調査をしてみて、その内容を明らかにしなきゃいけません。施策の70ページに大変文化財に対する方針が具体的に出されております。これを見ておまして、指定面積が少し増えているんですね、1点目は、70ページの一番上のほうですが、だから指定面積が4万5,325㎡から4万5,497㎡、この増えた理由が1点ですね。

それから、成果指標の関係で、アとあるんですが、史跡地公有化面積が逆に平成19年度は620㎡だったのが平成20年度は下がるというような状況が出ているんですね。これはなぜなのかというのが1つ疑問点がありました。

それから、今まで史跡地の購入については2,500万円の控除があったんですが、税法上2,000万円に下げられたという問題があります。これが、ここまず1点説明いただきたいのですね、それから決算書の43ページお聞きいただくとですね、文化財に対して必ず原因者負担金というのがありますので、決算書の歳入の43ページです。まず、43ページにですね、埋蔵文化財発掘原因者負担金として、やはりどんなところでも試掘であれですね、負担があるわけですが、金額は大変な額なんです。1億2,530万7,624円という、1億円も原因者に、まずこれをいただくわけですが、決算書の257ページ、この原因者負担金の中で、1億2,000万円お願いしたんですが、事業費としては1億5,202万2,923円で、2,671万5,299円の差が出てきたんですね。だから、当然この原因者負担金の中から、この歳入の関係で、今2,600万円の差がありますが、1億2,500万円で、支出は1億5,200万円、この差の部分についてはどこがどういうふうになっているのかですね。

それから、やはり以前も質問させていただいて、ここの中で、7節の賃金で7,175万9,036円で、特に発掘調査整備費については、技師以外には6,100万円近く、ぜひこの地元の人たちに従事するよというお願いをして、その努力をいただいておりますということと報告を受けておりますが、まずこの部分についてですね、先ほど施策と、それからいただいたお金と、それから調査の関連について報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に続きまして会議を開きます。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 施策マネジメントシートの70ページの文化財の指定面積が増えているということに対しましては、太宰府市では、水城跡及び筑前国分寺跡、大宰府跡等、追加指定拡張計画ラインを持っておりまして、それぞれ各関係地権者の同意を得て、文化庁のほうに上げて追加、文化財の指定面積を追加していくというシステムでございまして、この平成18年から平成19年にかけては、水城跡及び筑前国分寺跡の追加指定の面積分でございます。

それと、公有化の面積が年度で違うということで、ご質問いただいておりますけれども、本市の場合、近年は7億円を公有化の事業費に充てさせていただいております、7億円の公有化事業をする上において土地の評価が当然違います、山の上のほうとこの県道沿いとはですね、ですから当然面積が年度ごとによって変わってくるという状況でございます。

それと、税の特別控除の2,000万円のご質問につきましては、この2,000万円という控除の額はずっと以前から変わっておりません。しかし、平成19年3月から初年度だけが適用になる、初年度1回だけ2,000万円の控除の対象になりますよという改正になったという状況でございます。

それと、原因者負担金の歳入と歳出の差がございまして、原因者負担の場合、規模的に大きいと3カ年をかけて債務負担をいただいて事業を進めておる関係で、先に負担金をいただいて事業執行しているという物件もございまして、その関係で差が出ております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、この施策の成果と実績、効率性に関するところで、面積28万㎡ありますが、坪数に直しますと大体8万5,000坪ぐらいになるんですね。そうすると、この維持管理について、以前もあれなんです、先ほども言いましたように、上から3番目に、毎年7億円近く文化財の購入をしているという状況があるんですが、ここの7億円で地方債の関係で48億円ぐらい、これは完全に98%近くはあれんですが、問題はこの維持管理をどういうふうに文化庁あたりにですね、補助金を出してもらおうように働きかけていくかということ。

当然、維持管理も、全体的には面積はここに4万5,497㎡、こういう状況ありますが、㎡当たり大体50円というふうに言われておったんですが、この50円が本当に出ているかどうかですね。毎年4,000万円近くの維持管理費が出ているかどうかということですよ。この辺は文化庁との協議はどうされているのかがありましてね、古都大宰府保存協会に出している補助金を見ると、3分の1ですよ。この差をどうするかというのは、今後文化庁との協議が必要じゃないでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） この大規模な史跡地を太宰府市は管理運営しておりますけども、実際草刈り費用だけを見ても、年間1,500万円、これにトイレの清掃とかですね、管理とかありますので、1,500万円にそのあとのトイレの関係、見回り、監視、清掃が900万円、2,400万円ぐらいかかっています。それに対して、福岡県から500万円、保存協会のほうにもですね、その維持管理に対してきております。それで、国からも63万円ほどですね。だから、2,000万円ぐらいはかかっている状況で、この文化財を市民の方がやはり共有していただくとか、誇りに思っていたとか、太宰府市にあることがですね、誇りに思っていたとかというような活用をですね、やはり文化財課としてはしていくのがやっぱり文化財課の業務じゃないかなということを考えておまして、そういう活用に向けても業務を進めていきたいというふうに思っておりますし、市長は全史協、全国の副会長も今しております関係で、文化庁とは都度そういう場がありますので、文化庁へも実際そういう要望もですね、していただいておりますし、今後もそういう要請とか要望を強くしていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今言うようにね、毎年毎年7億円近く買収して行って、今度大きなやつは蔵司ですよ。あれだけ大きな買収をしまして、本来は蔵司が買収されない前は固定資産税も入ってきておったと。それから、やはり文化庁ができるだけ山林を買わずに建物とかですね、そういうものを買収してほしいという要望があって、毎年議会承認の中でそういう土地建物を更地にして買うという状況も何年の間何件かありましたけども、当然、史跡地の中にある固定資産税が入ってくるものが、やはり入らないようになると。山林の場合、これだけの課税対象にならない、評価額も低いところがありますけど、課税対象になっていないところと課税になっているところとやっぱり分けてみてね、はっきり言って563万円というのは少ないですよ。全体的に見てね。

だから、そこはやっぱり国に対してもう少し文化財保護のね、課長が言うように文化財がある自治体というのはすばらしいですよ。文化財のないところというのは本当にわびしいとか、誇れないというのがあります。ところが、太宰府は全国にこれだけすばらしい祖先が残した文化財があるという状況もありますし、それなりに努力をしている関係では、もう少し文化庁として特別に文化財保存の補助金を出してもらおうように働きかけをしていく必要があるんじゃないかと。

だから、私が言うのには、少なくとも2万8,000㎡の中で㎡当たり50円というのが以前聞いておりましたけど、50円どころか、1円ぐらいしか出とらんわけだからね。もう少し増やしていただくように国に要望をお願いできませんかということです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、課長のほうからも説明ありましたが、古都大宰府保存協会、ほとんど草刈りが主な事業としてありますけども、この古都大宰府保存協会の理事さんから見ても、本当にこのままでいくのであれば、あんな理事会要らんですね。草刈りだけでいくんなら、あんなそうそうたるメンバーを理事に迎える必要は僕はないと思うんですね。私は、もう古都大宰府保存協会を強化する、ここが中心で、すべてといたしますか、物事を進めていくぐらいの理事さんをお迎えしてやっているのにもかかわらず、草刈りだけというのは余りにもお粗末というか、余りにも失礼というか、当初の古都大宰府保存協会をつくったときのそのときの何か歴史というか、原点というか、そういったものはもう今はみじんも感じられないという気でおりますが、今後ともこれでいくんですか。

私は、もう古都大宰府保存協会を強化すべきと、もっともっとやることを増やすべきと思います。そうしないと、もう太宰府市内、やっていることがばらばらですよ。まとまりがつかない、いいことはやっているけども、何か点々点々で終わって、それが結束力として太宰府のよさとしてあらわれてこないという、と私は思っておりますので、ちょっと聞きますけど、このままずっと井上市長体制ではいかれるんですか。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 今のご質問なんですけども、草刈りだけではございません。主体的にはあの広大な文化財を維持管理してもらうのが主体でして、そのほか主な事業としては保存協会が主催します講演会ですとか、いろんな研究会、研修会あるいは案内をしていただくボランティアの育成、それからそんなふうを含めて、いろんな多彩な事業をしていただいております。今後とも必要というふうに思っています。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） だから、それはね、そういったことを同じようなことをほかでもやっているでしょう、いっぱい。いろんな各種団体が文化ふれあい館なら文化ふれあい館もやる、違うところがやる、であれだけの理事のメンバー見たときにね、何かこう違うと。あそこはもっともっとリードすべきではないかと私は思っているわけですよ。だから、各団体、各ところでもいいことをいっぱいやっているんですよ。それは、それだけいろんな形でやらなければいけないのかもしれませんが、その集約を古都大宰府保存協会で行ってほしい。まとめるところが無いんですよ。

（「それは市ですよ」と呼ぶ者あり）

○委員（福廣和美委員） いやいや、それはわかる、それは後から答えてください。だから、市でまとめると、市長がまとめるんでしょうけども、それはわかっていますよ。そう思いますよ。思うけども、僕はそれはなっていないと思う、まだ、現時的には。そう言うと、また市長は怒るかもわからないけども、しかしそう見えて仕方ないんですよ。あの理事のメンバーを見たときに、本当にこれでいいのかなという、これはもう理事会のほうで議長あたりから言ってもらわ

なければいけないことかもしれませんが、そう思えてならんものですから言っています。これは私がそう思っているんで、いや、それは違うよと言われれば、それは違うんでしょう。それは、私は古都大宰府保存協会、ここが太宰府をリードしていくべきと、市長直、古都大宰府保存協会、これが両輪になって、全部を引っ張っていくようなね、そういう組織にならないと、私は意味がないのではないかと考えておりますので、どうぞご意見があったら。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、貴重なご意見だと思えますけれども、私はこう考えております。

今、それぞれの財団あるいはボランティアあるいは各種団体、まちづくりについてはいろんな市民の方々、結集して成果が上がるというふうに思っております。それをコントロールといいましょうか、一つの統括するのは私ども為政者である太宰府市役所職員初め、私ども議会も含めてでございます。そういった形での協働のまちづくりというふうに私は思っております。

それぞれの財団、組織が機能して初めて、まちづくりができ上がっていく。ただ単に、太宰府市の私どもだけが行うと、一方的に行ってこうせよあせよというような形だけではないと。今は、私はすばらしい状況等が生まれつつあるというふうに思うております。

それぞれの財団においても、それぞれの独自性を生かしながら、それぞれの目的に向かって理事会組織の中で行われておりますので、そういったところを私どもは支援していくというふうな考え方でいっておりますので、私はすばらしいまちづくりになっていくというふうな自信を持っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。8目文化ふれあい館費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 258ページ、9目について質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 青少年育成市民の会の件で資料要求いたしまして、活動内容と事業内容ということまでいただいておりますけれども、設立されてから25年になるということまでございまして、設立されたときの趣旨と今も変わりはないと思うんですけれども、当初ですね、各支部でそれぞれにいろんなことを実施をしていたと思うんですけれども、その各支部での活動内容というのはこれに載っていませんので、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、支部の組織がもともとこの組織の中に入っております。平成20年に行われました総会の中で、規約の改正の一部見直しの提案がなされました。その中で、一応支部長さんの集まりの支部長会というのがございまして、支部の活動をしていただいておりますが、組織の中に運営委員会の中の区長協議会というのがございます。この行政区の中で、そう

いう青少年の健全育成に向けた取り組みを既に行っているというふうな考え方のもとに、発展的な解消ではございませんが、今回の総会の中で承認されて、支部自体が区の活動に置きかえられたというふうな解釈で取り組みがなされました。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） この活動の中で、いろいろあるとは思いますが、例えば子ども会育成会連合会、これは皆さん方もどういうふうにご子供さん方にアプローチしているかというのとは見えると思うんですよ。それから、補導連絡協議会もありますよね。これも見えると思うんですよ。それから、国際交流協会がどういうことをしていらっしゃるか、あるいは何というかな、少年の船の協会、これも対象の人にどういうことをしていらっしゃるかと、よくわかるんですけども、この青少年育成市民の会が、対象者、恐らく中学生から青少年、青年の方々に対して、1つは補導の意味もあるでしょうけど、もう一ついろんな面で教育的なものとか、あるいは太宰府のいい面のもを紹介するとか、そういうやり方があると思うんですけども、そういったのが見えないわけですよ。見えない。見えないので、実際には各区で以前はやっていたと思いますが、それは何というか、発展的じゃないけど、消極的に消滅してしまっているんじゃないかと思しますので、この予算がこういうふうについているから、何かをやらなにかんということで、ここに報告いただいているような、いろんな会議とかいろんなことがされているんですけども、実際は、これ委員会メンバーが、じゃなくて対象者にどういうふうなことをしているかというのが全く見えないというんですけども、その点はどうなんですか。具体的に何かあるんですか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 今の委員さんのご質問でなかなか形に見えないという部分は、これは社会教育分野に関する大きな課題であろうというふうに思っております。

したがって、ハード面と違っていて、ソフト面でなかなか目に見えないという部分なんですけれども、この青少年育成市民の会の発足が昭和58年11月に発足いたしました。その当時の組織構成団体につきましては、現在運営委員会を構成しております17の団体、そしていろんな行事ごとに協力をしていただく協力会という形で17の団体にその位置についていただいております。

これがすべて横並びの組織でございましたけれども、今ご指摘のようになかなかまとまり、そういうふうな活動が発展していかないという部分で、組織の内容を以前ですね、組織の機構を扱うということで直接青少年の健全育成にかかわりのある団体で運営委員会というのを設置をいたしまして、その中に専門委員会の4つを構成したということでございます。

今ご指摘の市民に対してのPRがなかなか活動として見えないという部分なんですけれども、資料の中に書いておりますように、市民の会だよりを年に2回発行してそういう活動内容の紹介を行いましたり、平成19年度については、青少年の主張ポスター、それから川柳作品の

展示会、こういうものを実施しながら、市民の方にも青少年健全育成に対するご理解を求めていったということでございます。

また、先ほどご質問の中にありましたように、ちょうど平成20年が市民の会が発足いたしまして25周年を迎えます。来る11月29日の土曜日になりますけれども、市民の会のほうで25周年記念事業を中央公民館のほうで開催予定になっております。その中で、今おっしゃいましたように、これを機会に、またさらなる活動が促進されるように皆さんの気を高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） ぜひとも25周年の事業にですね、指導するというか、大人ばかりが集まってくるんじゃないかと、やはり対象者の青少年の方々が多く参加されるようにご期待申し上げます。終わります。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済いません、まずちょっとおわびなんですけど、本当は不登校の資料要求とともにこのヤングテレホンのことについてもしたかったんですけども、まずこのヤングテレホンの相談員、現在これ何名で週何日活動されているのか。それから、この相談件数が事務報告書の58ページで、平成19年度については404件出ていますが、これが増加傾向にあるのか減少傾向にあるのか。この3点お答えください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） このヤングテレホンにつきましては、現在2名の方で行っております。学校教師を退職されました方にご委嘱を申し上げます、2名体制で少年相談センターのほうでその業務を行っております。

また、センターの開園といいますか、受け付け業務につきましては、現在、月、火、木の3日間で、その時間外についてはすべて留守番電話といいたししょうか、そういうふうな録音による対応ということで、そういう意味では24時間体制ということで行っておるところでございます。

事務報告書に載せております平成19年度の利用者件数につきましては、合計404件ということでございまして、内訳といたしましては、電話による相談、また来所による相談はそう多くはございませんけれども、直接センターにお見えになって相談をされるというケースがございます。

傾向といたしましては、大体横ばい傾向ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 再度、先ほどの青少年育成市民の会の件で聞きますけど、これはもう当

初から全区には支部をつくりたかったけどできなかったという経緯があると思いますし、私が思うに、これは団体として消滅する必要はないにしても、活動は必要ないと思うんですよね。活動はいろんな組織がやって、何か問題があったときにこの青少年育成市民の会ならそこが集まって協議をして、また各種団体に持ち帰ると。その程度で、何も問題がなければ、年間活動を何もする必要ないんじゃないかというぐらいに思っているんですけども、だから無理やりこの団体を維持しようと思う必要はないんじゃないですか。県との何か関係とか、そういうことで残さないかんなら、組織の名前だけ残しとったらいんじゃないですか。

別にいろんなことで無理やりしなくても、ちゃんとさっき市長言われたようにいろんな団体が独自に立派なことをやっているわけですから、全区にもない、支部ができなかったんであれば、役員なら役員だけ毎年おってもらって、何かあったときに相談をすると、各種団体が。その程度でよくないんですかね。私は何か発展的解消と聞いたけど、喜びよりでしたが、何か全然解消はする気ないみたいですが。

そういう意見は、私一人じゃなくて、結構昔から多いですよ。要らんのじゃないのという、しかし必要だというご意見も当然あるでしょうけれども、私はもうこれ必要ないのではないかなと思うんですけどね。別に今日変えろと言いません。ほかの意見も横からあるそうですから。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 青少年育成市民の会というのは、できた経過は私もよく知っております。大変、これをつくるときにどうするかということでですね、各行政区にお願いにも行きましたし、県もぜひ青少年育成という形でつくっていただきたいというのがあってですね、大変行政区に市のほうからお願いに行って、立ち上げてですね、やってきたんですが、やはり先ほども議長や副議長から出ていますけど、これに関連する団体がいっぱいあるんですよね。青少年補導だとか筑紫野警察署の関係とか、だから県からほんのわずかな金額をもらって、それを足して、あと90万円近く。事業を見るとですね、最終的には人権祭りなんかに参加という状況ですから、県のわずかな補助金をもらってその10倍近くの一般財源を出すよりも、ある一定、発展解消を検討する必要があるんじゃないかなと。

だから、この全区、44区の中に青少年市民の会、育成の活動団体が入っているのは今13ぐらいじゃないですか。だから、その地域も少ないと思いますしね。当初は全体的に全区挙げてということだったんですけど、その辺は内部検討をしてみて、90万円の予算が計上されていますけど、平成21年度の予算編成で見直しの対象にもなるんじゃないかなと思いますので、内部検討してみてくださいませんか。

県からたった5万円そこそかもらってするよりも、しかも内容見ると、議長のほうが資料要求出されてますけど、会議と、それから会報が1回出されて、25年もなりますけどね、大体余り大きな活動というのはないようですので。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） それぞれの団体がそれぞれまちづくりをやっていただいております。この市民の会も、私総会にも出席し、前のいきさつも知った上で言っているんですけども、改編され、そして進化させていこうというふうな動きの中で進んでおります。あるいは、補導連絡協だって、青少年だって、今の第2、第4等についてはあれだけ10時から12時までの中で市内を回っていただいている。昨日のお話の中においても、公園の中にそういった寝てある方がおられるというようなことも既に指導しながらやられておるといような状況があります。見えな部分の中で活動なさっておるのが、今の市民の会であるとか補導連絡協でありますとか、そういった方々がたくさんです。現場に行けばよくわかると思います。承知の上で、今言われているということもわかった上で言っております。

行政としては、今安全・安心の連絡会を発足をさせました。それにはすべての団体を網羅して、そこを頂点として安全・安心のまちづくりをしていこうというふうなことで今の取り組みでございます。

そして、各組織については、それぞれの自主性を重んじながら、それぞれの歩みの中で行き、そして連絡、調整、会議を必要なときに行っていく、そういった組織づくりをつくっておりますので、私は今の市民連絡会議等々についてももうしばらく推移を見ながら、どうあるべきかはその団体の中で自主的な判断もされましようから、またそういった後方支援をしていくのが行政だというふうに思っておりますので、そういったところで若干推移を見守っていきたいというのが私の考え方でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。5項に入ります。保健体育費、1目保健体育総務費、ページからいくと260ページ、261ページ、262ページ、263ページまで、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目施設管理運営費に入ります。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 公有用地の購入費というのは、この前から私ずっと申しましたけども、あれが一応地権者と話されて、公有地ということなんですね。それで、その上にまたプール用地の借地料というのがありますが、これは何の借地になりましょうか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただいまのご質問ですが、上にありますプール用地の借地料、これは購入する前の4月から10月までの借地料ということで364万5,667円を支払いしたということでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 264ページ、11款に進みます。災害復旧費、1目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12款に進みます。公債費、1目公債費について質疑はありますか。
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 施策のこれは80ページですか、本会議で市長が財政構造について報告された内容が、ここにも80ページに出ておりまして、大変、経常収支も97.8%になったと、それから起債制限率も12.8%になりましたと、それから将来負担率については、はっきり言って大変11.8%ですね。市の収納率も全体的に見て94.8%、こういう状況で大変すばらしい、この数字を見ると結果になっていますが、私はですね、まず追加資料の6ページですね、大変小さな数字なんです、新たに今年度から6ページに出ています公債費という欄がありまして、小さい数字ですのであれなんです、災害復旧がこれは4,171万8,000円からですね、補正予算債として一番高い、ここでは4億4,460万円、それから臨時財政対策債とかずっとありまして、減税補てん債、それから財政対策債と、この部分を足しましたら総額で90億5,995万9,000円あります。それがこの右の欄で国の交付税処置がですね、66億2,087万2,000円になりまして、補正前と補正後の差が24億3,908万7,000円なんです。補正の前の数字でいくのと、補正後で24億円も差があるというのが大変この差を、補正後の数値がですね、余りにも大きいなというのが1つあります。

それで、まずそこはそこですが、事務報告の62ページをおあけいただくとですね、太宰府市の現在の地方債残高については、230億7,080万5,740円になっています。62ページにですね。ところが、私が疑問点があるのはですね、この公共用地先行取得という形で先ほども文化財の分を聞きましたが、毎年7億円ぐらい、これは交付税措置ですが、完全な優良債です。44億8,375万円が計上されていますが、これは基準財政需要額の中には入っているのか入っていないのか。今追加資料の6ページに、言いましたように公債費として90億円、全体的に公債費として災害からですが、交付税措置に入れられる金額は、補正前は90億円、補正後は66億円、ところがこちらでは借金総額は230億円あると。だから、こんなに230億円もあるものが交付税処置の中に全体的に入っているのか入っていないのか、これが全部入れられるならば、交付税というのは増えるんじゃないかなと。

これは、西日本新聞の8月16日付に、県下の交付税措置として出された中で、今年は特交を含めて29億円、平成19年度はですね。平成20年度は太宰府は31億6,500万円という決定がなされて、特交まで含めてですよ。ところが、私は見ておりまして、借金の23億円のうち、交付税措置をしますよと言いながら、お金を国が早く言えば押しつけたわけですよ。減税分と言って、将来保証しますからといって減税補てん債、国の財政が厳しいからといって財政対策債を出してきた。その借金が230億円もあって、交付税措置は66億円という、なぜこれが入らないのかどうか、史跡地の44億円も購入しているのも入っていないと。これがどうも私は交付税措置

の基準の中に問題点もあるんじゃないかなど。私も、専門的じゃありませんから、まず説明をわかりやすくしていただきたいと。230億円も全く交付税措置の対象にならない、たった66億円というのは私としては納得しがたいということです。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 基本的な考え方として、公債費は基準財政需要額に入りますけれども、国、県から補助金が入っている分については除外されるということが基本でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 課長、簡単に言いなさんなよ、あなた。こっちはね、あなた方が出していた資料は、それこそ本真剣に、どういうふうに財政なっているのか、やっぱり貴重な資料出していただいていますから目を通すんですよ。

じゃあ、国の補助金が入れているものは、交付税措置になりませんと言われればね、それだけと、だから何で私はこんなに個々に見よってね、うちよりも小さな人口で、しかも朝倉市なんていうのははっきり言って57億円も交付税がもらえるのか。隣の筑前町も太宰府よりも交付税が多いというね、人口も少ないわ、こういう状況で。だから、うちは何で借金が230億円もあって、それが交付税の対象になるのは66億円という、ここの中をこう見ますとね、たった1、2、3、4、5、6、7、8、だから上にあります一般公共事業だとか、教育、福祉施設の地方債だとか、この活性化、こういういろんな部分、臨時道路整備事業債とか、当然これは交付税措置になると思うんですよ。それが入ってないんですから、こっちの中には。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 具体的に文化財のことを申しますと、決算書の55ページに史跡公債費元利償還金補給金というのがございます。これについては、公債費、借金した分の国からこの分だけ補てんされておりますので、それについては該当しないということで、一般的に起債、借金している分については需要額としては算入はされるということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 全体的に230億円のうち、はっきり言って先行取得債として44億円の文化財も借金として上がっているけど、本来はこれは99%近くは保証されているんですよ。ただし、利子もあります。それを抜けたとしてもですよ、はっきり言って190億円の借金があるんですよ。190億円の中に、単独事業というのは、それは市独自でやった部分がありますが、国が事業しなさい、お金を出しましょうと言って出された分は、この中にたくさんあるでしょう。それが含まれなくて、たったの66億円が今追加資料の6ページに出されているように、補正前は90億円あったと、補正後は66億円しかなくて交付税措置、昨日副市長のほうからは、包括算定経費という形で人口と面積で16億2,630万6,000円というのがありますよという説明を受けたんだけど、こういうものが包括的に全部含まれているというのもちよっと私のほうとしては納得しがたいなど。

だから、こここの部分はよその自治体ではどうしているのか、補正前の額でいくならば、交付

税多くなるはずですよ。ところが、補正後というのは早う言えば借金したものをどんどん減らしてですよ、国の出す交付税率を少なくしているというような見方をするんですよね。あなたはどうかわつとると思う。私もようわからんけどね。だから、なぜこんな仕組みになるのかということですよ。

だから、私はこの周辺のやつの基準財政需要額を。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 余り簡単過ぎたので、もう少し説明を加えます。

○委員長（清水章一委員） ここで休憩します。1時から再開します。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 副市長が説明をすると長くなるということで、私が説明しなさいということでしたので。武藤委員ご指摘のとおり、交付税の計算方式が非常に複雑で単純には見えてこないところがございます。それで、先ほどおっしゃっていましたが、その前に基本的なことを申しますと、借金の現在高は239億円ありますけれども、交付税が、市が借金しているもの全部が交付税に算入されるわけではございませんで、いわゆる優良起債と言われる交付税措置があるものが交付税の算入にされるということでございますので、ここを足したから239億円になるわけでは、まずございません。

それと、この補正前の数字と補正後の数字で開きがあるということで、なぜかということでございますけれども、ここで明快な説明ができるかどうかわかりませんが、補正前の数字と申しますのは、この対象の項目につきましての大もとの数字をまず把握するというので、仮に公債費の中でも許可額をベースにした大もとの数字のとらえ方と償還額を大もとの数字としてとらえたものがございますので、一概に言えません。

それで、補正後の数字は何かと申しますと、地域間格差の問題もありますので、全国押しなべてするためには、補正をかけなくちゃいけないというのが補正の数字でございます。それに標準単価をかけたものが最終的に需要額として算定されるということでございますので、非常に複雑でございますので、概要の説明ということはこれくらいにさせていただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 決算書の265ページにね、今年元金で38億8,839万4,552円元利で返しているんですよ。これだけ借金が返せたというのは、やはり大変な努力があったと思うんですけど、先ほども言いますように、それでも平成19年度決算で239億円もまだ借金があると。ただし、この中の50%は優良債というのはよくわかりますけどね、ただしやはり計算方式で、普通

補正前の額と補正後の数値の関係では、物すごく特殊な計算方式ですよ。だから、その計算方式によって交付税が決まるんだけど、国もそういう状況の計算方式あると思うんだけど、私どもが見たときに、これだけの借金も本来借金を議会に皆さんが承認を求めてくるときには、当然交付税処置されますよと、交付税の対象になりますよと。お金を借りるのには、必ず国の許可が要るわけですからね。許可をするということは交付税処置をしますよということになってくる。

ところが、全体的なものを見て入っているか入っていないかといったときに、これはどうも交付税処置の中に入れられてないんじゃないかなとか、全体的な部分で交付税が決められているんじゃないかなと。だから、いつも言うと、特交に入っているとか、入っている予定ですか、こう具体的に返ってきますけど、正式に私のほうも、よその自治体も含めて見る必要があるなど。だから、私のほうも納得が、一面ではさっきも言うように2回も繰り返して申しわけないけど、230億円、そして補正は90億円、それから補正後は66億円、それで交付税については本当に29億円しかないという矛盾点があるから質問させていただいたということです。

これ以上聞いたら、もうみんながいろいろ言うからやめます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 最後、14款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳出全般についての質疑を行いまして、歳出の審査を終わりたいと思います。

歳出全般について質疑はありますか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 先ほども学校の校舎のことが出ましたが、一応補修で済めばいいんですけど、今後やはり建てかえの時期も含まれてくるんじゃないかなと思うんですが、その点の見通しわかったら、大きな予算になってきますので、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現在、学校の工事費等につきましては、耐震工事を最優先ということで現在進めております。これ、再三申し上げているかもしれませんが、この学校の耐震工事の一定のめどがつかましたら、学校の大規模改造等を含めたところでの年次計画を立てていきたいというふうに考えております。そういった中での対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 武藤委員さんのほうからちらっと質問があったと思うんですけど、私は

昨日政庁跡に行って、蔵司、そこに行ったんですよ。そしたら、もうそこは閉鎖をして、この太宰府市が今買収にかかっているわけですけど、この進捗状況ね、今どのくらい買収されたのか。それはわかりますか、進捗状況。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 蔵司の用地を基本的には5カ年ぐらいをかけてやっていこうということで、全体で2万6,000㎡ほどありまして、5年間の計画で今3年目ということで、あと交渉相手もおりますので、平成22年度までには何とか用地のほうは買収していきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） それはあそこに行ったら、進入禁止、そして侵入者が入られたら家宅侵入罪で訴えるとかね、そういう看板が出ておりました。先日、学生があそこに入っていったら、何か警察が来て、すぐ退去させたということやけど、そういうことがたびたびあっていないですか。

何かそれだったらあそこに入られないように、もう少し金網を張るとかですよ、そういうことはできるのですかね。ガードレールをただ一つはめているだけでね。だから、もう少し入られないように防御柵はできないのか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 5カ年の計画で今用地交渉を行っております。まだ個人の土地があるという部分もありまして、基本的に、あそこからまだ入っていただくわけにはいかないという状況で、蔵司さんの、蔵司のもと家屋がありましたんで、家屋移転の関係は一応終わりました、今は入れないという形でガードレールで簡易に柵をしているという状況で、一度ごみを捨てられたということは聞いております。そういう状況もありまして、現地を再度確認して入れられないような形で対策を検討していきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 歳入に入ります。32ページをおあげください。

1款市税から入ります。1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、それから4項市たばこ税、5項、6項、7項、8項までございます。34ページまでですが、質疑はございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 監査意見書の11ページ、まず収納率は、昨日も言いましたように大変努力もいただいておりますが、さまざまな理由があると思います。ところが、前年含めて、答弁もあっておまして、4億687万8,687円、その後、出納閉鎖後にも当然収納があっていると思いますが、これにまず変動があったかどうか。

それとあわせて、下のほうに税目不納欠損状況というのがあります。当然、時効もありますし、相続放棄もありますし、具体的なそういう状況もあると思うんですが、この部分について、特に平成15年から平成19年まで具体的に出していただいておりますが、最終的には不納欠損

額についても、2,950万5,355円ですか、これについては消滅があったり、それから相続放棄、時効、こういうちょっと特徴点だけを。それから今後の収納率、滞納関係はどういう対応していくかを報告いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 納税課長兼特別収納課長。

○納税課長兼特別収納課長（鬼木敏光） 先に不納欠損の特徴を述べさせていただきます。

不納欠損の特徴は、所在不明、自己破産、競売後の配当なし、倒産後清算終了ですね、それと相続後の相続放棄ですね、一番不納欠損で多いのが、5年の時効の徴収権の消滅でございます。

滞納金額の大きいのは、一番はやはり固定資産の874万9,000円の会社倒産後の社長の死亡によって、その相続放棄ですね。次、2番目は、やはり固定資産であって、会社の倒産関係でございます。

それと、今後の収納対策といたしましては3点ほど考えております。

1点目は、今退職されました国税専門官を滞納指導員として任用していただいておりますので、その方の助言・指導ですね、困難事案に対しての指導をいただきたいと思っております。そして今また個々に各人が持っている滞納人の滞納処理状況のヒアリングをしていただいております。そしてまた、やはり午後5時から週に1回ですけど、夏休み期間等を省きまして研修をしております。

2つ目は、滞納処分の強化といたしまして、インターネット公売をしたいと考えております。これによって、滞納整理のアナウンス効果を図っていきたいと考えております。

3つ目は、徴収向上といたしまして、年間スケジュールを含めまして従来どおり、滞納額のリストアップをし、また誓約書のチェックをいたしまして、12月から5月まで、納税相談と夜間訪問をしたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、納付書を送ったり納税通知を送るということについてはそれはもうあれですが、一番の問題は、担当課が一番大変ご苦労されているのは徴収訪問だと思うんですね。行って見て、税金滞納になっている、資産もない、生活実態から見ても納付は困難だという状況の判断を、どの範囲でやるかと思うんですよね。多重債務があったり、いろんな状況もあるんですが、滞納していれば延滞金も年利13%近くなりますし、どんどん増えていくわけですが、やはりそこいら少ない職員の中で、この滞納部分について夜間訪問とかそういう訪問活動した実態の中でですね、どう判断をするかと。5年間もそのまま払えないでも、5年前の分だけを落としていくという状況で、推定課税で課税していても、また増えていくという悪循環になるんですが、どの範囲で判断するか。もう少し担当課、市も含めてですね、全体的に国が補助金をこれだけ削ってくる中に、実態調査をやっばりすべきじゃないかと思うんですよね。この辺はいかがですか。

○委員長（清水章一委員） 納税課長兼特別収納課長。

○納税課長兼特別収納課長（鬼木敏光） 今、滞納整理に2人ずつ回っておりますけど、やっぱりその家庭を見せていただきまして、それと家庭収入、家庭状況を聞きながらですね、今状況を見ながら、逆に5年間待つのでなく、3年で執行停止をかけていきたいと思っています。

収入状況については、うちの方に出してある財産調査等を調べまして、なるべく5年でなくして3年で落として保留していきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一度ね、その担当課も少ない状況の中で、これだけ納税者の部分しているんですが、一度、市長、副市長、一遍管理職でね、課長さんもいろんな部課長の許可をいただいて、合意の上でね、地域別に割ってみて、滞納世帯の訪問をやるというようなことを担当部と協議をして、わざわざ市の職員の管理職が尋ねてきたと、尋ねていってみたらこんな状況であったというのもですね、やっぱり担当課だけじゃなく、やはり執行部一体となっておりますね。福岡市は、やはりそれなりの管理職に実態調査というか、徴収率向上のためにという形で、他の自治体で幾つかやられている例がありますが、ほかの課の応援も得てやるようなことも一度検討してみたらどうかと思うんですが、この辺いかがでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） この収納率を上げるということについては、本当に大変なことではありますけれども、市としても、納税者のためにも行わなきゃならないというふうに思っております。

今、横断的な形、税だけではありませんで、保育料にしても、あるいはその他の料にしてもですね、しかりだというふうに思っております。総力を挙げて、横の関係あるいは関係課、国保あるいは保育なら保育の担当、あるいは全体的な幹部職員一体となった形での、どうすればその実態把握あるいは納税していただくかというふうな状況等をまず現場に入って調査しないことにはわからない側面もあります。

今、特別収納課も設けながらやっておりますけども、その手法は、私どもが徴収しておったときと何ら変わらないと思います。やはり現場を見、戸別訪問し、そして状況把握し、そしてその人に合った形での分納であるとか、納税の相談をしながら、収納率を上げていくというふうなのが基本であるわけですから、その辺のところ、全庁的な課題として、市民のため、納税者のために再度機構の面からも考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 地方税法、地方公務員法の関係がありましてね、やはり税務課の職員は立入調査権があるんですね。ところが、ほかの職員というか、所管以外の職員はその調査権限はありませんから、一時的に市長がやっぱり委嘱をしてですね、徴収率向上を図るような一つのこのキャンペーン的な、一つのそういう1年に1回か2回かはですね、管理職のご協力をいただいて実態を把握すると。納めていただくような能力があるならば、やっぱり納めていただかなきゃならない。生活保護に近いような夜逃げするような状況の中では、はっきり言って行政側が行ってみてですよ、あなた、そんなに生活が苦しいなら、自己破産する制度というの

も今あるんですよと、多重債務についても分納したり、あるいは利息制限法で下げることもあるんですよと、減免制度だとかいろんな制度がありますよと。取り立てに行くんじゃないで、いただくものですから、そこによって生活相談も受けてやると。市の法律相談にもお見えになりませんか、市の窓口で一度相談に来たら、こんな問題で負担も軽くなりますよ、教育委員会に行つて、お子さんに何の負担もないように就学援助制度もありますよと、そういう行政サービスを訪問によって納税者に理解をしてもらうという方法もですね、やはりこの収納率の向上になると思うんですよ。

だから、あなた方が持っているいろんな制度、能力、それを納税者、滞納者に知らせていくという、やっぱりその方法をね、やっぱり考える必要があるんじゃないかな。だから、収納率、この4億円ですけど、以前は6億円、7億円あったのが4億円ぐらいにまで下がっていますけどね、来年からまた地方税法の関係があったり、税法でいろんな形で税金が年金から天引きされたり、いろんな形で負担が強まる状況、もう少しちょっと内部的に幹部会あたりですね、協議もしていただいて、収納率を上げるように努力をしていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、2款地方譲与税、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 36ページ、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款、6款、7款、8款まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9款地方特例交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款地方交付税について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 11款交通安全対策特別交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12款について質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 毎年のこと、これ言っているんですがね、保育所の保育料あるいは学童保育料ですね。

○委員長（清水章一委員） 何ページ、どこですか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 41ページ。

○委員長（清水章一委員） 12款、はい、いいです。

40ページ、41ページ、43ページまで。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 保育料と学童保育料ですね。これ、連鎖反動的に増えているんじゃないですかね。保育料と。保育所に入れるときには、いろんな収入面だとかいろんな調査もされてやってあると思うんですが、これは一昨年ぐらいまで1,700万円ぐらいやったと思うんですよ。今年は3,400万円も増えていますので、これは私は袋制度か何かして、現場の人が、現場の先生が受け取るようにして、納めない人は袋を忘れた人というような分で書いたことあるんでね、もう少し現場主義で集めるようにせんと、これは連鎖反応でね、いつまでもこれは増える一方ですよ。これ、対策をちょっと考え直すべきと思うんですよ。ちょっとその点の考え方を。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 保育料の徴収の関係でございますが、現在ですね、毎月担当職員が保育所の所長のほうに回って戸別に納付書を配付している状況がございます。今言われています増えているんじゃないかという部分につきましては、徴収の努力を担当課のほうと交えまして出納閉鎖期間中とかにやっておりますけど、いろいろ問題がある家庭等が多くて増えている傾向にある部分もございます。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 聞くところによるとですね、納めていない人の方が大きな車で送り迎えしよるわけですね。正直に納めている人はね、小さい車というようなことも私は父兄の方から聞いておりますからな。そういうものを実態をもう少しね、把握してもらって、やはり平等に、やっぱり頑張ってもらわんといかんと思います。

以上、いいです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

納税課長兼特別収納課長。

○納税課長兼特別収納課長（鬼木敏光） さっきの安部陽委員さんの件なんですけど、私のほうもですね、車の件を一応調べました。そして、平成18年度にですね、タイヤロックを補正予算で組んでもらったわけでございますけど、車を調べてみたらですね、やはりその方の名義じゃないんですね。やっぱり会社の名義とかで他人の名義なんです。それで、押さえることはできない状況なんですね。

それとまた、どうしても若いもんですから、給与も調べたんですが、給与もですね、押さえることができないんですね。本人10万円、1人子供4万5,000円をプラスしていきますと、どうしてもその金額より給与のほうが高いものですから、押さえることができません。銀行預金調べてもですね、やはりお金が入ってないんですよ。だから、そういったことでやはり滞納が増えているというふうな状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃ、次に進みます。42ページの13款使用料及び手数料に入ります。

1項使用料、1目、2目、3目、4目、5目、6目、7目、8目、46ページの消防使用料まで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に行きます。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 46ページ、2項手数料、1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。48ページ、よろしいですか。

14款国庫支出金、国庫負担金、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 50ページ、2項国庫補助金、1目、2目、3目、4目、5目まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に行きます。3項の委託金、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 54ページ、15款県の支出金に入りますけど、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 1、1項県負担金、1目、2目、3目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に行きます。56ページ、2項県補助金、1目総務費県補助金、2目民生費県補助金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 60ページ、次へ行きます。

3目衛生費県補助金、4目、5目、6目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 62ページをおあげください。

3項の委託金に入ります。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3項委託金、1目総務費委託金、2目民生費委託金、3目衛生費委託

金、4目農林水産業費委託金、5目商工費委託金、6目土木費委託金、7目教育費委託金、8目消防費委託金について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に行きます。66ページをおあげください。

16款財産収入に入りますけど、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 1項財産運用収入、1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 68ページをおあげください。

財産売払収入、1目不動産売払収入について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 17款に行きます。寄附金、1項寄附金、1目、2目、3目、4目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 同じく68ページの18款繰入金、1項基金繰入金、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 70ページをおあげください。

2項特別会計繰入金、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 同じく70ページ、19款繰越金です。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 1項繰越金、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 70ページの20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 5項雑入、1目雑入について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 資料要求をお願いしましたら、大変わかりやすく提出いただきましてありがとうございます。

この中でですね、特徴点、報告いただきたいのは、新たに秘書広報課、地域振興課、経営企画課、管財課、税務課あたりがですね、広告掲載料が市のほうとしてもですね、ある一定の収入を増加を図りたいという形で実施された内容が報告されておりますが、引き続きどの、もう少し範囲を拡げるような考え方があるのかどうか、さまざまな部分についてですね、こういう広告収入が入っているのが1点です。

それから、市町村振興宝くじ交付金として1,117万8,151円、これが入っておりますが、雑入に入って最終的にはこの支出は大体どういうものに使用されたのかどうかという問題です。

それから、民生の雑入で4,317万8,778円の重度心身障害者が高額療養費、2点、373万4,227円もありますが、ある一定、これはこの高額療養の部分で雑入に入ったものの、本来は重度心身医療の関係で調整しなければならなかったのじゃないのかというのが2点目です。

そういう第三者納付金だとかいろんな部分ありますが、母子家庭の第三者の納付金とかですね、雑入でいいのかなというような感じがしますが、本来の支出部分、それから最後にですね、文化財課に環境対策事業助成金として10分の9、2,353万4,000円、これも雑入の中に教育債、教育雑入に入っていますが、この内容の特徴を報告ください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 宝くじの分についてお答えいたします。

宝くじの分につきましては、国とか県の補助金ではございませんので、雑入に入れさせていただいております。この金額はオータムジャンボ宝くじの配分金でございまして、均等割40%、人口割60%で毎年いただいております。

それで、雑入でございまして、一般財源として取り扱っておりますので、特定なものに充てたということではございません。

それと、広告につきましては、ホームページと広報のほうで広告をとっております。今後とも、続けていきたいとは思っておりますけれども、始めて二、三年たちましてですね、広告代理店のほうはかなり立場が強くなりまして、単価を下げられている他市の状況もございまして、非常に苦戦をしておりますけれども、なるべく確保していくような努力をしていきたいというふうには考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ある一定、その広告を出していただく方についてはですね、ある一定、行政に広告を載せるという部分については、何%かは特別に税額控除とか、経費全額算入できると、会社の方の、個人とは別にですね、会社の場合は、そういう広報的なものをしたことはありますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 私どもの課のほうではしておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、広告収入を上げようと思えば、全額経費算入できますよというものをですね、やっぱりそれなりに文書でお願いをするとか、私のほうはいろんな形で学校の卒業の何周年祝いについて祝賀広告を出してくださいとか、いろんな形で来ると思うんですね。私どもも事業をしていますから、事業所としていろんなところから祝賀広告、そういうものを言うてくるわけですけど、これは全額経費算入されるわけですから、具体的に市のそういう広告についてもですね、法人の場合は経費算入できるんじゃないかと思うんですね。

だから、太宰府の事業所、太宰府市外の事業所についても、全額経費算入できますので、ぜひご協力いただけないかと。余りよくない企業が広告出されたら困りますけどね、そういう広告収入を経費算入できる方法だとかというのをですね、内部検討もしていただいて、ここで見る収益を上げられたらどうか。見ますと、金額的にはですね、400万円近くあるんですね。経費算入できる。できるでしょうか。

通常は経費算入できると思うんだ。太宰府市の。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（新納照文） 広告の経費につきましてはですね、全額損金扱いできます。したがって、市のほうにもですね、確かに広告屋を私どもも知っておりますけども、すべてこれは必要経費的なものとして損金を計上されているというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、その辺をもう少し宣伝もしていただいてね、やはり収益を上げると。せっかく住民票や戸籍謄本の袋だとかですね、それから市内の回覧板の印刷をするとかですね、いろいろやはり今やっぱり収益をどう確保するかによってはですね、経費算入できることも最大限に活用していただきたいと。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） ご指摘のとおり、PRを活発にやっていきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 乳幼児医療費とかですね、そういう重度心身の部分について一度出したものが後から入ってきて、ここの雑入になっている部分は、本来はやはりその款項目節の中で対応すべきじゃないかと思うんですが、雑入処理されている経過についてお聞きしたいと言っているんです。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） この高額療養費につきましては、一たん公費医療で個人負担分を支出したものの、高額医療に該当する分を後日医療保険者から返していただいているものです。これについては、2年間の時効がありますので、2年前の分とか、過年度の分とかがかなり多額な高額医療費が戻ってきておりますので、現年度分に戻入するという措置は適當ではないと

ということで、雑入に収入しているという解釈をしております。

公費医療につきましては、2分の1は市の一般財源を充当しておりますので、結果としては一般財源に充当されて、公費医療に支出に充たっていると。財源充当もそのように構造的になっていると理解しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 単年度で、はっきり言って公費もあり、一般財源も入れて執行した、ところがその執行した後の決算認定を受けた後の2年後にこういうお金が入ってきた場合には戻すことができないので、雑入に入れて一般財源として、また新たに来年度に使うと。こういうふうに仕組み的にしかならないということなんですね。単年度に入ってくれば単年度で処理して減額補正しなきゃいけません、出納閉鎖もしている、1年、2年以上たっておれば、受け入れ先が雑入しかないからこんな大きな金額が入ってきたと、こういう形でいいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、わかりました。

それから最後に、文化財課にですね、環境対策事業、文化財課に環境対策事業として2,353万4,000円の雑入の特徴点、ちょっと。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 平成19年度と平成20年度で、現在水城跡東門周辺整備事業としまして広場の整備をですね、させていただいております、その事業に対しまして、財団法人空港環境整備協会から事業費の10分の9の助成をいただいて事業をしている分でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あれだけ立派なやつができたものの、単年度で支出したけど、これが財団という形で国、県の補助金じゃないために雑入に入れて、水城跡のところの整備をしたためだということになるわけですね。

それは、名称はやっぱり環境対策になるんですか。だから、私ども……。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 財団法人空港環境整備協会の助成の費目といいますか、名称がこの項目でですね、上がっておりますので、これで上げさせていただいております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 雑入の2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 74ページに入ります。

21款市債、1項市債、1目、2目、3目、4目、5目について、市債全体について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 歳入全般についての質疑を行いまして、歳入の審査を終わりたいと思います。

歳入全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、歳入歳出全般についての質疑を終わりまして、30ページをおあげください。

実質収支に関する調書に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、384ページをおあげください。

財産に関する調書に入ります。

財産に関する調書全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、416ページをおあげください。

416ページ、太宰府市土地開発基金運用状況報告書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 417ページ、太宰府市国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金運用状況報告書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 418ページ、太宰府市介護保険高額介護サービス等支払資金貸付基金運用状況報告書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 提案されています平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算書について

ですけれども、昨日も観光費に関しまして不用額について質問させていただきましたが、決算では款項目節ごとに不用額が示されています。不用額というのは、言うまでもなく、予算に組みられていたが経費節減や入札の際の執行残などによって使われなかった財政です。

春日市などでは、財政規則等で10万円以上の不用額は早い段階で住民に返していく措置をとっていると聞いております。3月末の出納閉鎖後に発生する不用額もありますので、全部をそういう対応するのは難しいかもしれませんが、事業の内容によっては住民に還元できた不用額もあったのではと感じております。今後の財政運営でのそういった不用額の運用につきましの取り組みをお願いしまして、提案の平成19年度の決算については反対を表明いたします。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」、簡略に決算特別委員会で反対討論を行います。

本会議でも反対討論をさせていただきます。

決算委員会において、執行部より、決算書に対する附属書類の提出、監査結果報告や議員要求に基づく追加資料の提出をいただき、質疑に対し、具体的に説明をいただき、まず初めにお礼申し上げます。

当然、決算認定ですから、当初予算や補正予算については、各委員会において審議がなされ、どのように市民の税金や国、県の補助金、交付金、予算が市民の福祉や教育に執行され、その成果と今後の課題等が決算委員会で審議をされ、平成21年度の予算編成に対し、今後の市政運営に反映させ、充実した行政執行が望まれますが、市当局は、予算編成に対して、平成19年度一般会計予算に対しては当初大変厳しい状況下に置かれているとのことで、枠配分に対する予算編成、補助金の見直し、人件費の抑制、事業費、扶助費、需用費の見直しを初め、指定管理者制度の拡充、また市当局は議会経費についても、財政事情悪化のために議会費に対しても減額が求められ、議会としても協力をしてきました。予算執行上、さまざまな結果、黒字決算になったことは、市民の方々に対してメリット及びデメリットがあったことは事実です。決算審議をいたしましたが、その都度、賛成、反対できませんので、採決に当たり態度を明らかにいたします。

特に、国の行政改革により、市民を初めお年寄りに対する増税や社会保障制度に対する負担増が強まっております。平成20年度の予算執行中ですが、平成21年度も市民負担は強まるばかりです。平成19年度決算の中で、行政執行上、評価すべき点もたくさんありますが、国の三位一体改革により市民が犠牲になったこと、予算執行上、再三にわたり見直すべき予算、支出の問題点も残されており、全面的に賛成するわけにはいきませんので、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手であります。

したがって、認定第1号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成17名、反対2名 午後1時50分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 認定第2号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第2、認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りをいたします。

特別会計については、歳入の事項別明細書から審査に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

276ページをおあけください。

276ページ、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目、2目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 先ほど資料要求しておりました部分については、10ページをおあけいただきたいと思っております。

先ほども市長も答弁がございましたが、まず国民健康保険税の収納率も大変努力をいただいております。当初大変な額だったんですが、現在では2億8,442万5,594円になっております。それで、この平成19年度でもう少し資料をお願いすればよかったです。直接質問して申しわけございませんが、現在保留になっております健康保険証をお渡ししていない世帯数ですね、当然ここに出てきております件数としてはですね、平成16年が694件、平成17年が815件、平成18年が960件、平成19年が1,426件とありますが、この中の1,426件の部分、それから前の分もあるんですが、合計で3,895件の中で、健康保険証、窓口に来ていただきたい、納税相談に応じていただきたいという形で健康保険証をお渡ししていない総数がありましたら、報告いただきたいのと、それから、今全国的に大変国会でも論議になりましたが、やはりお渡

ししていない中に、乳幼児の方がおられる場合については、乳幼児だけのとか、高齢者がおられた場合はですね、今は年金から天引きになっていますが、特に乳幼児世帯が大きな問題になっておりますが、この部分についての把握がなされているのかどうか、この点をまず報告いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） まず、保険証をお預かりしている世帯が8月末で546世帯になります。それから、資格証明書を交付している世帯は6世帯で、資格証明書交付の中に乳幼児の医療証はいらっしゃいませんでした。

保険証がお手元に届いていない方、546世帯の中に、乳幼児は12人、小学生が35人、中学生が26人、合わせて73人いらっしゃいます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、ここの部分についてはですね、さまざまな事由もあって、先ほども市長の分もありますが、できれば、お預かりしている方、滞納額も最高では50万円超えた方もあるだろうし、100万円になった人もあると思うんですが、以前も質問させていただきましたが、この乳幼児の方だけにはですね、本人だけが使える健康保険証を送付するとか、小学生35人、中学生26人の方だけでも、その人専用の、修学旅行に行けないような状況ではですね、やはりみじめな思いをさせたくありませんので、こういう対応をとっていただくことはできるでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今おっしゃられましたように、義務教育以下の子供さんについての保険証がないという実情について、やはり厚生労働省も問題意識を持って、今回全国的な実態調査をされていらっしゃいます。

その中で、今後厚生労働省の方針も出てくるのではないかと思います。法的にはやはりどうしても結果として保険証が交付できないということになっておりますけれども、やはり子育て支援とか、そういった子供さんに滞納の責任はございませんので、その辺についてやはりどう医療を保証していくかということについてはですね、今後真剣に検討していきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、市長、国もこの問題、一斉に調査しましてね、子育て支援と言いながらも、以前も私もこれしたことがあるように、やっぱり税金を納めてもらうために、あなたのお子さんにも小学生、中学生にも健康保険証送ってますよと。そういう配慮をすることによって、収納率につながる可能性もありますね、やっぱりそこで病気になっても医者にも行けないというような状況じゃあ困るので、その辺は担当部とも協議もしながらですね、そんなに、全部で73名の方ですので、何とか対応を考えていただきたいなというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援につきましては、これは次世代を担う子供たちのためであるわけですから、そしてまた福祉的に見ましても、乳幼児医療、就学前までというふうな形の中で、今制度として行っておるところにかんがみましても、やはり別枠といたしましょうかね、そういった方が73人中におられれば、必要なときに医療にかかられるような側面からの支援は必要だろうというふうに私も思います。

それで、何らかの形でそれが対応できるように、困られないような形の中での手だてを考えていきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、税務課のほうとしてはですね、できればそういう納税相談が来たときにですね、やっぱりお子さんだけの部分についてはですね、今市長の答弁もありましたし、国保年金課長の部分もありましたし、やはり直接市長、副市長あたりに、こんな状況だけど、乳幼児医療費、もともと健康保険証がない限りは、乳幼児も受けられませんからね。だから、もともと本人、世帯主でも、利用できる方は乳幼児だけにしてあげればいいわけですから、そういう状況をですね、やはり特別に上席のほうにお願いをしたり協議もして、柔軟な対応を担当課としてはですね、していただきたいなというふうに、協議もしないで一方的にできるわけにはいきませんから、今のところ73名の方、ぜひひとつそういう対応していただくことをお願いしておきます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次にいきます。国庫支出金、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目、2目について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項国庫補助金、1目、3目、4目について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3款1項1目について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款県支出金、1項県負担金、2項県補助金について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5款共同事業交付金、1項1目、2目、質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6款財産収入、7款繰入金について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 282ページに行きます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 8款繰越金、9款諸収入について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) じゃあ、歳出のほうに入ります。286ページをおあけください。

1款総務費、1項総務管理費、1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2項徴税費、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 288ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 290ページ、2項高額療養費、1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3項移送費、1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4項出産育児諸費、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 5項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 292ページ、3款老人保健拠出金、1項1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4款介護納付金、1項1目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まず、3億1,745万1,400円という金額が出ておりましてね、今企業健康保険組合が、介護保険の納付とか、こういういろんな問題で、全国的に2つの大きな、全部で今14企業健康保険組合が社会保険、政管健保に移行したという状況なんですけど、余りにもこの介護保険に対する負担割合が強まっているんですけどね、当然本人が保険料も出し、それから1割負担を出し、それから総額に対していろんな保険の団体も出し、いろんな部分、最終的には介護保険の問題については広域連合の関係もありますが、この負担基準というのは大変高額になっているんですけど、その辺、太宰府ではこんな大きな金額を国民健康保険から約3億1,700万円出さなければならないのかどうか、見直しができるかどうか、この辺は大変私のほ

うもちょっとわからないところがありまして、支出基準といいますかね、この辺を説明少しいただければと思います。

○委員長（清水章一委員） ここで2時15分まで休憩します。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 介護納付金の3億1,745万1,400円の根拠でございますが、まず平成19年度の概算負担としまして、第2号被保険者1人当たり4万9,476円を拠出するようになっております。及び、平成17年度の精算として、精算額が約384万円払い過ぎだったということで減額されております。その金額を調整しまして、3億1,745万1,400円という納付金額になっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、よくわかった。

○委員長（清水章一委員） 5款共同事業拠出金、1項1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 294ページに行きます。

6款保健事業費、1項1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 298ページに行きます。

7款基金積立金について、1項1目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、特別にまた。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 以前私も国民健康保険の審議委員をさせていただいた経過があるんですが、問題はこの太宰府は他の自治体と比較して基金が少ないんですよね。だから、今現在ここに基金的なものが単年度で出てますが、この基金をどうするかと。一挙にインフルエンザが流行したりですね、そういう状況になったときに、どうしても財政的に圧迫すると。平成19年度は保険料の値上げは行っておりませんが、平成20年度の予算で国民健康保険の改定は行ったんですが、余りにも基金がないというのが太宰府の国民健康保険の特徴なんです。これだけ赤字になっているのに、基金があれば当然基金を取り崩して黒字にすることもできんですが、ある一定、基金としてですね、やっぱり当初から積み立てを計画をしていただきたいと思います。

うんですが、ほかの自治体では大変な基金があるんですね、国民健康保険に対して。だから、今後の基金に対してはどういうふうを考えられておりますか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 国保財政については、独立採算ということで運営しておりますけれども、現時点ではもう現年分の療養給付費を賄うだけで精いっぱいというところが実情です。ご存じのように平成19年度は大きな赤字を出しております。私どももやはりなるべくいい経営をして基金を積み立てていけるようになれば望むところなんですけれども、なかなか厳しい状況があると思います。基金を積み立てるために保険税を上げるというわけにもまいりませんので、今のところは経営に努力をしながら、良好な財政運営を図っていきたいと思うんですが、一般会計のほうもですね、少し経営が改善してきたように見受けられますので、今後は一般会計からの支援を期待したいというところが正直な気持ちでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 先ほど雑入の質問をさせていただいたんですね。やはり雑入の中で国民健康保険のかかわる雑入についてはですね、一般会計に使うよりもできれば基金として入れるようにできないかどうかということなんです。いろんな国民健康保険の関係の支出がありますから、それがこの民生費の雑入に入ってくるものをですね、一般会計じゃなくて特別に基金として入れるというような方向もですね、検討する必要があるんじゃないかなと。今のところ基金というのは、以前は2,000万円から3,000万円ぐらい、ほんのわずかな金額があったんですが、今金額については、もう全くここに書かれている数字しかないんですよ。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい、そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、できれば民生部としてはですね、雑入あたりに対してはですね、基金に入れるようお願いをしたいなというな、私としては考えを持っておりまして、雑入についての資料要求をした経過がありますので、これちょっと内部で検討しなきゃいけません。そこいらちょっと今後の、本当に風邪なんか流行したらね、一挙に医療費ははね上がりますからね。そうすると、この財政がまた赤字になるということにもなりますので。それと同時に、過年度滞納金がですね、回収されれば、はっきり言って基金に積み立てていく。だから、2通りの方法を考えて国保財政を安定させるというものもですね、やはり幹部会あたりで協議もしていただきたいというふうに考えておりますが、この辺どうでしょうか、副市長。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） ここ五、六年前までは、この基金が1億円近くございまして、それを医療費の高騰を見ながら少しずつ取り崩しをして赤字を防いできておりました。そのために、国民健康保険税の値上げが約10年間ぐらい何も扱わない状態じゃあなかったかなという気がしま

す、増額のほうはですね。それがよかったのかどうかということなんですが、そういうふうなこともありまして、今回は1億円を超す赤字になりました。太宰府市は、本当に独立採算制で特別会計はいくべきだという基本の方針がありまして、これを一般会計から出せば、それはもう解決するんでしょうけども、国全体としてそれで医療費の制度はいいのか。例えば、私たちは健康保険のほうでもその負担をしますし、税金でもさらに市民のための負担をしなければいけない。二重に負担をさせていいのかというようなこともあります。国保財政は非常に脆弱な制度ですので、ある程度の公費の負担というのはございますけども、単独経費を出すについては、割と慎重に考えております。そういうことから、今後税金あるいは医療制度を見ながら、一番は医療費をなくすということ、これについては十分お金をかけてもいいと思います。特に、市長がよく言いますように、お年寄りを外に連れ回そうと、そして健康になっていただく、そういうことを市全体でやっという基本的な姿勢も持っておりますので、そういう面からは今後とも努力していきたいなと思ってます。いずれにしても、赤字が1億円を超えましたので、その方面についての対策を今後いろんな形から検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私が言ったのはね、基金はやはり必要でしょうと。だから、ここに今2億8,400万円近くも滞納がありますよと。ただし、当年分というのは、当然一般会計に入れなきゃいけません、平成16年ぐらいの部分の滞納が入ったとかですね、早う言えばその前の分もあるかもしれませんが、単年度以外の部分についての徴収ができるならば、それは基金のほうに持っていったり、雑入で国保にかかわるものについては基金として持っていくことを検討していただけないかという話を質問をしたところなんですよ。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） それよりも先に、医療費の支払いのお金がないんですね。ですから、滞納でもまず現年に回しているという状態です。それで、借金があるのに貯金を余計にできるかということもありますので、まず現年の体制を整えて、それから貯金という形にしなければいけないと思ってます。こういう4,300万円ぐらいの雑入があるからそれをどうかということなんですけども、これは一般会計からの単独の支援金という形になるわけですね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 平成16年とか平成17年とか滞納の部分が入ってきたときに、そのお金を、私のほうが、追加資料の10ページですよ、追加資料、これまでね、単年度が大変だから過年度分も集めても単年度に入れるというのはね、それは補正すればできることだけど、こういうものを基金として滞納部分が入ってきたときに基金に持っていくことはできんかというけど、あなたは持ってこんど。何もかも民生の雑入まで私は入れようと言っているわけじゃない。かかわるものだけをと言うんだから。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） だから、それはちょっと前段で答えたつもりですけども、滞納分も含めてですね、現年分と滞納分を含めて、歳入と歳出のバランスをとって予算を組んでるわけです。滞納分を基金に積み立てるといったら、それ以上に現年分の税率を上げなければいけないので、財政が安定した後に貯金に回したいということです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、進みます。  
8款公債費1項1目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9款諸支出金、1項1目、2目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款予備費について、質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 300ページです。  
11款前年度売上充用金について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入歳出の質疑は終わりました。  
次に、274ページをおあげください。  
274ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。  
それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。  
安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 297ページですね、歩こう会、これ、現在何人ぐらい歩こう会の会員でおられるか。やはり先ほどから医療費はどうかの言われてますから、この歩くことが健康に物すごくいいんですよ。これを充実させたら医療費も減るだろうと思います。そのためにはですね、500日達成だとか1,000日達成の場合には……。  
（「メダル」と呼ぶ者あり）

○委員（安部 陽委員） メダルじゃなくて、靴の3分の1ぐらいの補助、あるいはシャツをね、シャツを差し上げるというようなふうで、そういう褒賞金をこれに組んでいただいてね、やっぱり希望を持った歩こう会にしてもらいたいと思うんですね。ちょっとその点、検討していただけないかね。医療費削減のため、これ、お願いしときます。人数だけ教えてください。

○委員長（清水章一委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 1,800人でございます。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第2号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後2時30分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第3号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第3、認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

310ページをおあけください。

1款支払基金交付金から入ります。

1款1項1目、2目について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款、3款、4款、5款、310ページについて質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 312ページ、6款諸収入について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 314ページに入ります。歳出です。
1款総務費、1項総務管理費、1目について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款医療諸費、1項1目、2目について質疑はありませんか。
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 国民健康保険のかかわりもありますが、事務報告のですね、65ページに

先ほど審議した内容の中で、参考になるかどうかわかりませんが、お年寄りの医療費が1人当たり88万3,763円という、前年から見て少し下がっているんですが、今度はこの老人保健特別会計になるわけですが、後期高齢者医療制度ができて、平成19年度、平成20年度部分で老人保健特別会計が後期高齢者医療に変わりますが、まずここの中にあります医療費支給内訳について、以前の質問でもありましたように、こういう老人保健制度に残されていた食事療養費負担、それから補装具、柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージ、この部分が今後はどういうふうになるのかという部分ですね。後期高齢者医療制度になった場合についてですが、それから、前期と後期とありますが、この部分でどういうふうになっていくのかと。それから逆に、こちらのほうの、先ほど言いましたように、お年寄りにかかったこの88万3,763円ですが、こちらでは老人保健関係では1人当たり92万3,419円という数字が出ているんですね。なぜ国民健康保険と老人保健の関係で、前期と後期の関係があるのかなど。医療給付費の関係では大きな差があるんですが、この特徴というのをちょっと説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） まず、1点目の給付内容でございますが、後期高齢者医療制度においても、給付内容は以前と同様の給付が受けられます。

それから、2点目の65ページの老人医療費の給付金額と老人保健のほうの給付金額の金額の相違でございますが、国保のページは国民健康保険の被保険者の中の老人という線引きです。それから、老人保健特別会計のページは、これに社会保険の被扶養者だとか社会保険の本人の医療保険が社会保険とか被用者保険のその他の保健の老人を加えた老人保健全体の医療費ということになります。それで、前期と後期の、前期老人と後期老人という線引きですが、前期高齢者と申しますのは、給付の面で言いますと70歳以上を前期高齢者と線引きをしまして、70歳から74歳までは自己負担割合とか限度額においては、老人保健とほぼ同じ内容になっていると。それから、75歳以上を後期高齢者という分け方をして、これは全く別の医療保険の被保険者ということで、そういう仕組みになっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、この平成19年度はまだ後期高齢者医療制度は発足してないんですよね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい、そうです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、ここで見る、早う言えば、さっき言いましたように、国民健康保険全体の中の88万3,763円、それから若人と言われる部分は17万2,157円という数字を出していただいているんですが、この88万3,763円は65歳以下なのか、それとも年齢的には70歳なのかいろいろあると思うんですが、この88万3,763円については、老人保健の適用医療費というふうになってるんですね。67ページの医療費の支給状況の中で、63億1,300万円近く総医療費

がかかったと。一部負担金として1人当たりがあつて、92万3,419円となっているのは、これは大体何歳以上の1人当たりの医療費なのかというふうにちょっとお聞きしたんですが、年齢的にちょっとわかりやすく。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 3月までの保健制度はですね、75歳以上でも老人保健と医療制度と医療保険って両方持ってらっしゃったんですよ。ですから、国民健康保険の中でも75歳以上の方を、基本的にですね、75歳以上の方を老人保健適用の国保老人という分け方をして、実際の医療費は老人保健の特別会計から出るんですけども、財政的には国民健康保険の老人がどれくらいの医療費なのかという内訳はこういうふうにわかるように管理されております。ですから、国民健康保険事業特別会計の老人保健適用者分と申しますのは、あくまで障害があれば65歳以上ですけども、75歳以上の国民健康保険の中の75歳以上のご老人の医療費になります。老人保健特別会計は、この中には国民健康保険の75歳以上のご老人と、社会保険の75歳以上のご老人が一緒になった老人保健ということになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） ですから、国民健康保険の療養給付費で支出から出ている分についてはですね、老人保健の75歳以上の医療費は出てないということですね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、この時点では社会保険に入っている、早う言えばお年寄りも含めて市が負担をしなきゃならなかったと。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい。老人保健のお財布から出していたわけです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ですね。この平成19年度まではね、早う言えば、社会保険に入っても老人医療の無料というか、老人医療証を発行しなきゃならなかった。だから、社会保険の扶養に入っている人と国民健康保険の扶養に入っている人と分けたときの医療費の違い、総体的なものが老人医療では約92万円、太宰府市の老人医療としては約88万円と、こういうふうを受けとめたらいいということですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 国民健康保険のご老人ですね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、国民健康保険のほうですね。はい。ようわかった。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に入ります。

316ページの3款公債費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款、5款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入歳出の質疑は終わりました。

次に、308ページをおあげください。

実質収支に関する調書について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第3号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後2時40分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 認定第4号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第4、認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

326ページをおあげください。

326ページ、歳入、1款保険料、1項1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款国庫支出金、1項1目、2項1目、2目、3目、4目、7目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 328ページに行きます。

3款支払基金交付金、4款県支出金、5款財産収入について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 330ページ、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 330ページ、6款繰入金、7款繰越金、8款諸収入について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次、歳出に入ります。

334ページをおあけください。

1款総務費、1項1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 336ページ、2項1目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 施策評価のですね、22ページ、藤井委員が追加資料として66ページに要求されているようですが、ここで太宰府市の高齢者福祉という形でのですね、介護状況がどういうふうになるかというのが施策として出されております。特に、今介護職員というのがどんどん、大変、24時間関係があったりですね、給与が安いという関係があるんですが、これを見ておりまして、ア、イ、ウというこの成果指標の関係で見ますと、今年度が15.50%、来年度が1%上がるという状況になっております。それで、施策の役割分担、裁量余地というところを見ておりまして、支援専門員の育成を図るということと、それから要介護1の高齢者が急増している。65歳以上の人口の中でですね。それで、先ほども質疑があっておりましたが、今後介護関係が、一面ではですね、これ、平成18年度は18.04%、それから平成17年度が18.30%、平成18年度が16%、ずっと、平成19年度は15.50%で、来年はまた増加傾向になる状況ですが、最終的には高齢者の寝たきりは、まずそこのアを見ていただくと316人ですか。そうすると、先ほど藤井委員が資料要求出している66ページを見ますと、ここにはですね、介護保険料の激変緩和措置の対象人員はということですが、まず、第4段階の部分については、これは169人というふうに見るんですかね。ああ、169人ですね。第5段階が900人、そして第1段階、第2段階、こういう状況ありますが、今後こういう状況で緩和処置もありますが、見通しとしては介護が本当に増加していくのかどうか、担当部ではどういうふうに、ここで政策の状況が出ておりますが、もう少しこれを補足説明いただきたいと思うんですが。

○委員長(清水章一委員) 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(古野洋敏) 法改正に一部伴いまして若干こういう形で数値の減が出ております。現状的にはですね、今の状況でいきますと、大体横ばい状況でございます。ただし、これ

が今後の状況を勘案しますと、やはり要介護の率は高くなってきます。特に、要介護、これ5を指した部分で寝たきりという形でここで記してはありますが、そういう関係で、やはり市といたしましても高齢者が健康で生きがいを持っていくために、やはり予防事業、国もこれ物すごい力入れてはありますが、予防事業について今後行政としてですね、また市域との連携も深めた中で、公民館単位での予防事業、文化活動とかという部分も新しい視点を持って今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、これ見ておまして、平成19年度は213人が、はっきり言って100人近く寝たきりが増えるような、この平成20年度なっております、ちょっとその辺が心配ですね、要介護5が増加するような状況のないようにですね、今課長が言いましたように、どれだけ高齢者に生きがいを持って寝たきりにさせないというか、こういう要介護5ですから当然3、4もありますし、今後の介護医療の部分について、またこれが療養施設に入院すると医療費にもはね返ってきますしね、いろんなさまざまな出費もかさみますので、この辺についても今後の大きな課題として検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員、どうぞ。

○委員（福廣和美委員） この施策評価の、22ページ、(6)この施策に関して関係者からどんな意見や要望が寄せられているかということで、各課、保健センター、担当課、社会福祉協議会、連携に関する苦情が寄せられていると。どのような苦情でございましょうか。連携に関する苦情というのは、どういう……。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 高齢者支援課は高齢者支援課としての介護予防事業を実施していますし、また保健センターについても一部似たような事業もございます。社協は社協で今福祉懇談会とかという形の中で事業を展開していますので、そこの辺をもう少し調整をとった中で、太宰府市としての高齢者事業の推進をしてほしいという部分が市民、役員さんから寄せられている状況でございます。今は、それを解決するために関係課が集まって事業の見直しといえますか、どういう形で事業をしているかという部分を相互共通理解するために会議を催しながら解決したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それと、この介護認定の審査会システムというか、要するに介護認定そのものに対するですね、苦情とかそういうものは、今現在はどんなふうですか。なければいけないけど。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齡者支援課長（古野洋敏） 苦情はございます。例えば、要介護1程度の人は要支援1、2に再度審査会で軽くなる場合がありますので、その件につきましては、やはりどうしても苦情等がございます。できるだけその状況を窓口で説明して理解していただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） どういうわけか認定が下がるということは、本来は喜ばにゃいかんのやけど、どうもそういう傾向にはない。上がったほうが、重くなったほうが喜ぶという、いや、そういう傾向ですよ。介護認定が4から3になったから、本当は喜ばないかんのが、いろんな関係で3が2になると病院を出なきゃいかんとか、症状的にはそう変わらんけども、その介護認定だけで病院をたらい回しにされるとかという、そういうちょっと矛盾したですね、自分がいろんな関係した部分だけでもそうですけども、よくよく見よると、何であの人が介護認定4やろかと、何でこっちは2なのにあの症状で4なのかというのはね、非常に疑いたくなるようなことですね、随分あるんですよ。そりゃあ、もうそのこと一つ一つにけちをつける気持ちは毛頭ありませんけども、そういう苦情に対してはですね、懇切丁寧にぜひお答えをさせていただきたいと、そのことを要望します。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済みません。全体のところで聞こうと思っておりましたけども、今出ましたので、追加資料の66ページのほうでお願いしました激変緩和措置への対応をですね、平成20年度も今継続して行っていたいてますけども、この2番で出していただいた数字ですね、対象人数と差額のところを掛けると約725万円ほどのこの緩和措置への対応をさせていただいているというふうになってますけども、これの平成21年度の見通しについてですね、今現在の状況とかありましたらお聞かせいただけませんかでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 高齡者支援課長。

○高齡者支援課長（古野洋敏） この激変緩和措置につきましては、平成20年度につきましては国の判断で激変緩和措置をする、しないは市町村長の判断に任されているところでございます。太宰府市といたしましては、高齡者の近々のいろいろな状況がございますので、激変緩和措置を適用した次第でございます、市の判断で。来年につきましてはですね、これはまた12月ごろ来ると思いますが、激変緩和措置をとっていいか、また市町村の判断にゆだねられるかはまだはっきりしておりません。また、その段階で市で検討していきたいというふう考えているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

336ページ、3項介護認定審議会費、4項、5項について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 338ページの2款保険給付費について質疑はありますか。340、341かな。それから、342、343、344、345、346ページ、2款全体について質疑はありますか。

(「全体」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2款、2款。後で歳入歳出聞きます。

じゃあ、3款へ進みます。

346ページ、3款財政安定化基金拠出金、4款地域支援事業費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 350ページ、5款公債費、6款諸支出金について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 7款予備費、8款基金積立金について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で歳入歳出の質疑は終わりました。

次に、324ページをおあげください。

実質収支に関する調書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員(安部 陽委員) 327ページで、歳入の面で収入未済額は約1,300万円から出とるわけですね。今後はやはり寝たきりだとか高齢社会でこれはどんどん増えていくと思うんですね。保険料を上げるという対応はすぐにできるんですが、そういうのではなくて、別の考え方を、対応策を考えてもらわないと、市民は一部の、一部って言ったらおかしいですけど、そういう人たちによってまた犠牲者が出てくるというふうになってきますので、やはり対応策は行政として考えていただきたい。これを慎重にお願いしときます。これが消えないようにですね。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手であります。

したがって、認定第4号については認定すべきものと決定しました。

(認定 賛成19名、反対0名 午後2時56分)

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第5号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長(清水章一委員) 日程第5、認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

362ページをおあけください。

1 款県支出金から入ります。

1 款県支出金、2 款財産収入、3 款繰入金、4 款繰越金、5 款償還金について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 大変資料出させていただいてありがとうございます。9,852万9,559円。いつもするんですが、これを見ておましてね、4番、8番、12番、15番、22番、それから今年全く納付のない31件中16件が償還されてない状況なんですよね。それと、もう一つはですね、こういう償還がなされないために、この一般会計の繰り入れがですね、この制度が始まった昭和43年から平成19年度までに4,562万8,000円も一般会計から繰り入れたというのが資料として出されたんですよね。だから、やはりこういうこの一般会計から繰り入れを行って償還をしていかなきゃいけないという問題。大変担当部はご苦労いただいているようです。今後どういふふうにしていくかというのも大変悩まれているんじゃないかと思うんですね。12番見ましたら、1,070万円をお借りして、元金の償還済額は78万8,201円ですね。利子を払っているのも含めてですが、逆に1,070万円が元利含めて1,233万6,885円の未納という状況に12番がなってます。借りた元金と同額みたいな状況が6件近くあります。今まで支払いをされた方もおられますが、実態いろいろあると思うんですが、今後の一般会計の繰り入れも、はっきり言ってこんな大きな金額をですね、単年度で見ればそんな大きな金額じゃありませんけど、やはり4,562万8,000円は市民税金を投入しているということは問題がありますから、今後の徴収率向上についてはどういふふうにお考えになっているかを報告ください。

○委員長(清水章一委員) 人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長(津田秀司) この住宅貸付金につきましては、平成8年度を

最後に新たな貸し付けは行っていません。今は回収のみを行っているということでございます。現在は、右の表のとおり、全体で31名の方が総数でございます。昨年度に、平成18年度に比較して2名の減ということになってます。このうち31名のうち、滞納がある方は23名ということでございます。貸し付け後に相当の年数が経過しておりまして、貸付者が高齢に達しておられます。仕事ができなくて非常に収入も少なくなっているというような状況でございます。今現在力を入れているというところは、一つは連帯保証人への請求、連帯保証人を2人入れますので、その請求、それから相続人への請求、それから分割納付といって5,000円でも1万円でもいいから、とにかく相談に応じて支払いに応じていると。それからもう一つは、夜間徴収もしながらしております。今一番力をこれから入れていこうというのは、抵当権の設定です。現在、残りの貸付者31名のうち、相当数の方が抵当権を設定してないというような状況で、知らないうちに既に物件が売却されているというような、存在しないものがあるというものもございます。したがって、こういう事態が発生しないように抵当権の設定はできるものはしていきたいということで、今何件か相談をしております。もう既に1件は法務局のほうに本人に許可を得まして抵当権の設定を申し出をしておりますので、まずはそうしないと、仮に法的手段に持っていくにしてもそれができないということになりますので、抵当権設定できるものから順次していくということで、今それを考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この問題はもう毎年決算のたびにね、何らかの方法を考えなさいよと、土地と建物を取得、貸し付けたは連帯保証人2名の方をお願いしているだけで抵当権の設定をしてないと。先日あなたのほうにもご相談があつて、お借りした人が生活保護の受給になりました。保証人の方も生活困窮と、こういう状況の中で、子供さんがもうはっきり言ってそれはもう借りた土地、建物については保証人になって取り上げられてしまっていると、建物は無いという状況で債務だけ残っていると、こんな状況の中でですね、やはり市としては保証人の方に督促を出しておられて、娘さんがこういうお金を借りてしていたんですけど、処分して、建物は無いけど親にかわって代納をしたいというね、こういう誠実な方もおるわけですから、納付書を送ってください、少ししか払えませんが、もう土地も家もありませんけど、お借りしたものについては払わなきゃいけないという、こんなまじめな人もおるんですけど、ここにあるように借りっ放しでね、一円も払わないでおるとするのは、やはりぴしっとした法的措置をとるようにね。今、課長さんが言われましたけど、職権でできないのかどうか。貸し付けたものについてはですね、職権でできると思うんですよ、借用証書があるわけですから。一々相手に相談に行く必要ないと思うんですが、太宰府市でも固定資産税払わなければ税金の滞納で仮差し押さえ。だから、抵当権じゃなくて、逆に言えば何らかの形で仮差し押さえだけでもさせていただけんかと。抵当権の設定じゃなくて、仮差し押さえだけでもさせてほしいという相談ができないか、内部で法制審議会やいろんな部分、それからこれは県がかかわってますから。県

とも協議してですね、一々相談しなくても仮差し押さえ、こういうものがないか、新たに検討いただきたいと思いますので、課題として内部検討してけれませんか。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この現在問題になっておりますことはですね、私ども重々承知をしまして、市民生活部挙げて、先ほど課長が語る説明しましたような形の中で取り組んでおります。法的なところもいろいろ検討を専門的にも研究をさせておりますし、現実としてはこれ31件のそういう滞納があるわけがございますので、そうしたものをどう解決するかということですね、鋭意努力をしておりますので、これがただ相手がありましてですね、なかなかそのケース、ケースに応じてですね、31人それぞれのケースがございます。そのケースに応じたところで法的処置ができるものにつきましては、それも視野に入れながら市民生活部挙げて取り組んでもらいたいと思いますので、ひとついましばらくお待ち願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 先日ですね、森岡委員長ともこういった話をしたんですけど、森岡委員長あたりもですね、そりゃあもう貸した金はね、太宰府市に迷惑をかけているのだから、そりゃもう徹底して取ったほうがいいよと、そういうお気持ちなんですよ。だから、あなた今まで、これを毎年、毎年こういう問題が出てくるわけですけど、何か一つ、一人か二人はこれをぼんとですよ、差し押さえするとか裁判にするとかですね、そうしたら、今度はうちの番じゃないかなというようなね、そういう気持ちになるんじゃないですか。あなたたちがほったらかしとるからいつまでもね、もう払わんでいいと。いやいや、そういうふうに、これを見たらね、あなた、これ、12番、1,000万円借りて70万円しか払ってないんやから。500万円借りて42万円しか払ってないんやから。そりゃ、そうしか、これがもう1年目じゃないんですよ、もう20年、30年になるんですからね。そういったところをやっぱり思い切って、もう森岡委員長もそう言うっておられるんやから、そうしたらどうですかね。私はそう思いますけどね。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 私ども精いっぱいですね、頑張っております。結果としてこういう結果が出ておりますので、先ほどから申し上げておりますように、それぞれのケースがありますので、それぞれのケースに応じたところで厳重な形の中で、この一日でも早いこの問題の解決に努力をしたいと思っておりますので、そういう強い決意で取り組んでおりますので、ひとつよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） よろしくお願ひします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳出に入ります。

368ページ、1款総務費、2款公債費、3款基金積立金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入歳出の質疑を終わりました。

360ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第5号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後3時09分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 認定第6号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第6、認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

378ページをおあけください。

1款繰入金、これについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 380ページ、歳出、1款公債費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入歳出の質疑は終わります。

次に、376ページをおあけください。

実質収支に関する調書について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手であります。

したがって、認定第6号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後3時10分〉

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告をいたします。

ここでお諮りします。

あとは日程第7の水道事業会計に入るわけですが、所管の担当者並びに部長にお残りいただいて、あとは退席という形でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) じゃあ、3時25分まで休憩します。

関係者の方だけお残りください。

以上です。

休憩 午後3時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時25分

○委員長(清水章一委員) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 認定第7号 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について

○委員長(清水章一委員) 日程第7、認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

質疑に当たりまして、決算書があります。1ページから26ページまであります。全体についてですね、どのページでも結構ですので、質疑を受けていきたいと思っております。関連があるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

質疑はありませんか。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 1つだけ。報告書の1ページだけですね、ここにちょっと気になる記事があるんです。漏水量が前年度より3万7,999m<sup>3</sup>の増となった。漏水量ですね。やはり漏水はできるだけないようにして、単価を下げるほうに向かわせないといけないと思うんですが、これ、漏水、今これを探知機もあると思うんですよね。そういうものを含めてこれに努めてもらいたいと思いますが、ちょっとその点の漏水のことについて。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） 漏水に関しましては、市内の古い団地、要するに都府楼団地とか梅香苑とか、古い団地でもともと専用水道だったところを市の水道に切りかえていったという経緯がございます。そういうところについて、老朽管ということで漏水がってますので、調査をいたしております。深夜、みんな寝静まったころ、静かなときにずっと音を探査するとかですね、いろんなことやって、年間何件かはやはり見つけております。だけど、老朽管の更新というのを今からやってですね、漏水を減らしていくということに対して努力していきたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） お願いしときます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、監査意見書がですね、具体的に出されて目を通させていただきました。

まず、50ページ開いていただけませんか。

まず、平成13年度から平成18年度、そして現年分と、現年分の2,179万2,958円については、出納閉鎖後に収入がもうあっていると思うんですが、この変動が少しあっているんじゃないかというのが1点ですね。

それから、この平成16年度だけをですね、168万9,196円を不納欠損にしているんですが、この特徴をですね、報告をいただきたいということなんです。

それから、もう一つはですね、この施策評価では58ページ、ここでは給水人口だとか最大配水能力とか、それから今漏水対策の問題は出ておまして、一番市民が望むこととしては、一番下のほうにですね、水道料金が福岡市や近隣団体と比べて高いと、私も何回も料金の引き下げをいただけないかということで質問させていただきましたが、ここで言う安定供給のめどが一定立ったが、将来水余りが出るのではないかという、私が質問した内容がここにも書かれているわけですが、これだけ今まで、鳴瀬ダムや海水淡水化施設からですね、水を確保してきました。担当課としては、太宰府のこの特殊な事情としては、マンションなど1つ管から20件から30件でも利用率があれば効果があるんだけど、1世帯に1つの管を枝線というかですね、こ

の枝率が少ないために、どうしても経費的なものもかかるという説明があっておりました。

そういう部分の中で、追加資料の14ページに、まずこの不納欠損で落とした内容が具体的に書かれております。行方不明が125人、死亡が2人、破産宣告が3人、給水停止執行中が6人、そして支払い協議不調が1人で、これが状況ですが、現在のところ平成19年度で合計3,134万9,988円、こういう未収額があると。

右側の15ページに山神水道企業団、福岡地区水道企業団と太宰府市の2カ所の浄水場の単価を出してほしいというふうにお願いをしたところ、出していただいておりますが、やはりこの市内の浄水場というのが、単価では280円88銭、山神水道企業団が174円31銭、福岡地区水道企業団が231円33銭、平均すると216円20銭という数字を出していただいて、当然この一番かかるのは、配水給水費と減価償却と支払利息と人件費ということで、こういう金額に、原価に上乘せをしますからこういう状況になると思うんですが、ある一定料金も引き下げが可能ではないかなというふうに思うんですね。

いつも課長は大変厳しいという回答ばかりですが、もう当初からずっと高い水道料金でいってございまして、ある一定の見直しの可能性はないのかどうかですね、その辺を含めて、予算上は翌年度繰越利益剰余金として5億7,579万2,299円あると。貸借対照表、損益計算書から見ても、水道事業会計は大変安定はしているんですが、総合的な考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 3点のご質問だと思います。

まず1点目、平成19年度の収納状況での平成19年度分の収入未済額が、水道事業、下水道事業も一緒でございますけど、3月31日で締めまして出納整理期間ございません。一般会計が5月31日まででございますが、3月31日その日に締めてしまいまので、決算上は3月31日の決算でございます。そのときの未収金につきまして、5月31日の状況は、平成19年度分につきましては、未済額が982万4,735円、ここまで一応収入をしております。ですから、平成19年度分、現年度分の5月31日現在の収納率は99.08%でございます。過年度分まで入れまして、全体の5月31日の水道使用料の収納率は98.14%でございます。

それと、2番目のご質問の平成16年度の不納欠損額の特徴、内訳でございますが、これ、昨年からですが、平成18年度から不納欠損が民法のほうにかわりまして。ということで、時効が2年になりましたので、今回平成16年度分について徴収停止を行い、不納欠損処分にさせていただきます。この内訳につきましては、今武藤委員がご説明いただきました追加資料の14ページのほうに記載しております、このとおりでございます。

3番目の一番大きな料金のほうなんですけど、平成19年度の決算におきましても約1億1,000万円という大きな純利益を生じております。ただし、この純利益の生じた内容を申し上げますと、決算書に載っておりますとおり、そのうち約1億5,600万円が加入負担金収入でござい

す。この加入負担金収入がなくなりますと赤字という決算でございます。

加入負担金収入も、開発行為が一定おさまりましたら、かなり減ってまいります。私どもが平成30年度までの10年間の財政収支予測を立てる中で、今1億5,000万円ほど加入負担金が入っておりますが、これを6,000万円ほどぐらいまで一応落としたところで財政収支予測を立てております。もう一つ懸念しますのが、平成25年度、大山ダムからの供給が開始になりますと、平成25、26、27、28、29、30年度、当分の間、1億2,000万円から9,000万円ぐらいの赤字決算を見込んでおります。その辺まで含めたところで、今市長から指示がっております値下げができないかという、そういう指示をもとに今模索しております。ただ、ここで一つだけ申し上げたいのは、値下げはできません。ただし、一般家庭用の料金を引き下げることが可能とすれば、大口の料金を引き上げる、こういう手法を今模索しております。その辺を、特に筑紫野市、大野城市、春日那珂川水道企業団の料金に太宰府市も近づけたいという夢を持っております。そちらに近づけるべく今模索してますので、もうしばらくお時間を下さい。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、私がこの問題で質問したようにね、事業所用は全額経費ですよ。だから、事業の場合は経費に入れられる、営業している場合ですね。ところが、一般家庭では経費の算入にならないでしょ。だから、事業用と家庭用との料金の、今同じになっているんで、これを見直してもらえないだろうか。だから、経費に入れられるのは幾ら使っても経費に入る。使えば使うほど高くなる太宰府の水道料金で一般家庭には大きな負担になる。下水道と一体化してますからね。だから、その辺で見直していただきたいというのと、それからいろんな水道企業団ありますけど、水道企業団でははっきり言って退職引当金とかというものがなきゃいけません。太宰府市の場合は公務員ですから退職引当金はこういう状況の中で退職組合の中にもう入れこんでおると、独自に出す必要もないと、こういう状況もあるし、毎年黒字に来て、投資が余りにもね、今までずっとしてきたんで、今後の投資の必要はないんじゃないかなと、どれだけ水の供給を広げていくかというのがひとつあるから見直しができるんじゃないかなと思うんですよ。この原価ですけど、こんなにやはり減価償却費まで含める必要があるのかなと思ったんですね。それで、この15ページ審査資料の。山神水道企業団が75円20銭、福岡水道企業団が海水淡水化とかいろんな部分については向こうから太宰府市に水をもらっているわけじゃありませんから、筑後川のくみ上げた水をお互いの浄水場に持ち込んで浄水して太宰府市に配水している。これが127円87銭と。逆に、松川、大佐野両浄水場については、もう本当に長い間、三十何年も前からつくった施設で、単価は76円87銭。山神水道企業団の原水と余り変わらないんですよ。ところが、今までの事業だとか都府楼団地の配管の取りかえだとか、投資した部分のそういう配水のための電気代が入ったり、支払利息や人件費とかあるんですが、減価償却費まで含めるからこんな大きな単価になるんじゃないかというふうに私思うんですけどね。だから、減価償却というのは、当然投資をして、それを内部留保として決算上落としていくわけですから、これを外すとこの供給単価216円20銭はまだ安くなるんじゃないかと

いうふうに考えているんですが。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 恐れ入ります。決算書の5ページをお開きいただきたいと思えます。

供給単価、要するに水道料金を見直す場合でしたら、1 m<sup>3</sup>の水をつくるのに幾らかかるのか、給水原価が当然出てまいります。その給水原価を算定するのに、算出しますのに一番下の表でございます。人件費から動力費、薬品費、減価償却費、それから資産減耗費、企業債の支払利息まで、これが要するに経営の3条予算での執行になりますので、ここまでを含めたところで料金を幾らにするかという部分が出てまいります。ですから、当然1 m<sup>3</sup>の水を幾らでつくっているのかというのは、減価償却費まで入るものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これは、それなりの方式ですよ、経営のね。ただし、減価償却というのは、はっきり言って所得から減価償却しているのは、本当は引くことのできるものでしょうが。いろんな事業されている方については、早く言えば申告の中から減価償却は所得から引くことができますよと、これは企業会計ですから。だから、その企業会計で言う減価償却を引くことができるのを、原水価格にそういう部分まで含めるので、本来はこの部分を計算上はこうなるんだけど、これを外すと76円は安くなるんじゃないかという私の考え方。あなたの考え方は全く違う。ただし、事業をやっている者は、減価償却を5年とか7年とか、乗用車の場合は7年、軽自動車の場合は5年だとか、建物を建てれば22年にわたって減価償却というのは所得から引くことができますよ。それが水道料金の中にこの金額が入れられて単価とすることは、私は少し矛盾点があるなど。だから、この部分を外せば水道料金下がるじゃないですかと。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 武藤委員さんから時々現金預金がかなりあるじゃないかという質問を受けます。その現金預金之余り減らない一つは、この減価償却費でございます。減価償却費は、決算上は3億円、4億円を支出したことになります。だけど、現金は伴いません。ただ、減価償却費は、要するに建設改良費、要するに水道管を布設する、第6次拡張事業をする、そういう4条予算の建設改良費の不足額の補てん財源と、もう一つが企業債の支払元金、要するに借金の支払元金に充てるという原則がございます。その辺で、今水道事業は、借金残高が20億円を切りましたので、その辺が少し楽なところはそこでございます。それともう一つは、大山ダムからの供給開始に向けて第6次拡張事業また執行しております。これが、もうしばらく、やはり10億円近くかかります。それともう一つが、先ほど大江田課長が説明しました、今漏水が増えてきております。有収率が少しずつ下がってきてます。それでも、県下あるいは全国類似団体に比べて太宰府市の有収率はまだ高うございますけど、それでも下がってきており

ます。それで、昭和41年、松川ダム供給開始して、言ってみましたら、四十二、三年がたちます。ですから、今まで太宰府市内に埋設しました水道管の耐用年数が少し来ているところがございます。その辺から老朽管の布設がえ、更新事業というのがこれから出てまいります。これは、まだ今のところ水道事業会計では試算しておりません。これが大きな課題です。ですから、これから先どれくらい更新していかなければいけないのか。何年かかるのか。資金がどれくらい要るのか。というのが、平成20年度、平成21年度に向けてこれを計画してまいります。その辺もございまして、減価償却費というのは、太宰府だけじゃなくて企業会計ではこの料金計算に入れるものでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずね、21ページ、この減価償却でいろんな投資をしていく、配管を設置する、それがはっきり行って資産になるわけですけど、それをどういう形で減価償却していくかという、普通商売する上で品物を買ったものが一遍で1年で落とせないから何年かかけて減価償却をやるわけですけど、この太宰府市全体に水道事業をやるために投資したものを減価償却、平成19年度で3億6,027万9,356円ありますよというのが、ここ出ているんですね。

それからですね、一つは、以前論議になったことがあります、大佐野と松川浄水場の運転業務を委託したんですよ。この効果というのは大きいと思いますよ。そういう経営努力をされているということ。

それから、25ページをあけていただいてね、太宰府市の、いろいろ繰上償還などしてきた経過がありますが、もう昭和53年3月24日の分は平成20年3月で償還が終わった、昭和57年も終わってますね。ずっと見ておりましたら、もう0、0というのが3つあります。最終的には未償還額、太宰府市の水道事業会計の借金は9億1,449万5,062円ですよ。だから、ここの部分がまず企業債の明細書として、これはその財政金融の部分ですね。これが、その繰上償還できない分でしょ、こっちは。それから、公営企業金融公庫というのが一つありまして、こちらでは19億262万6,929円。だから、両方合わせても大体この28億円ぐらい。まだあるの。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 決算書の25ページは財政融資資金でございまして、この分、平成19年度補正予算をさせていただき、7%以上の分での繰上償還をいたしました。約8,000万円でございます。ですから、今水道事業では5%を超える利率のものはもうなくなりました。

それと、26ページは公営企業金融公庫債でございまして、あわせまして、19億262万6,929円が企業債残高でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうするとね、そういうようにほかの部分も見て、今まで長い間水道事業をやってきて、借金も返せる状況というのが具体的に事務報告にあるけど、今、こういう状況の中で私がいつも言うように、今、現金として幾らだったかな、ここに書いたのは。今、現金今幾らあるのかな。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 平成19年度決算、16ページをお開きください。

未収金未払金の差がございますけど、決算上の現金預金は16億8,600万円近くでございます。ただし、これに国債を購入してます上の投資がございますので、これが4億9,990万円、合わせますと21億8,000万円ほどでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからね、私がいつも言うようにな、金がない、厳しい、何とかかんとかというけど、借金ははっきり言って約19億円でね、現金は約21億8,000万円あってね、そして水道料金は引き下げられないとか、単価は高いとか、この矛盾があるからあなたといつもこの論争するんよね。一時ね、もう水道、この中から上下水道で2億5,000万円ずつ出してもらって、その駐車場の上に別館つくって、そこに上下水道局つくって。そうすると、庁舎も大分広くなるよと一般質問したことがあってね、前向きに慎重に検討をしますという回答やった。前向きに慎重に検討した結果、何もせんやったけどね。

（「あれから何年なるかな」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 6年になる。だから、ある一定、私のほうとしては、水道料金は見直しはできるなど、これを見ておってですね。だから、今、課長として、市長も指示をしているようですが、やっぱり一般家庭と事業用家庭と見直しを早急にひとつしていただくように。お金もあるわけですから。さっきも一般会計で言ったように、水道事業にはお金は出せませんけど、下水道事業にはあんなお金をやっぱり出しているわけでしょ。その辺の調整も図りながらやっていただきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 今、いろいろ水道料金の問題とか預金、それから起債償還と、いろんな質問をいただいた中でですね、上下水道部としましても、昨年の時期は今ごろだったと思うんですが、水道料金の見直しを検討しようというところで指示をしております。水道料金につきましては、太宰府市の場合は大体40㎡までが高いと、他自治体よりもですね。それ以上のところはほかの自治体よりも少し低いということもございますので、事業所については経費に見込まれるということも言っていたらいいんですが、その辺も含めまして検討をするようにという指示もしております。それで、一つは大山ダム、それから五ヶ山ダムからの水の供給をいただくようになるんですが、その辺の兼ね合いと、それを受けるためのいろんな準備、そういうものもありますし、浄水場の委託、浄水場をどういうふうに運営していこうかということもあります。五ヶ山ダムが平成30年に来ますので、それに向けてですね、もう少し具体的な計画づくりをするということですね、企業内のほうでの検討、それから副市長のほうからも指示を受けていることもございますので、そういう具体的なこれからの進め方ということも検討しているという状況がございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第7号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後3時53分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 認定第8号 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第8、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

先ほどの水道事業会計決算書と同じように、下水道事業会計決算書につきましても、1ページから30ページまであります。それぞれ関係する箇所があるかと思いますので、一括して質疑を受けていきたいと思います。

どなたか質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長が報告するときに、何もありません、質疑もなかったとは困るでしょうから。私も以前委員長させてもらったときに一番困ったのが、質疑もなくてというのが一番困りまして。

追加資料16ページ。大変また資料出していただきましてありがとうございます。ここで、先ほども説明いただきましたが、2年で時効というのが先ほど説明あったですね。ところが、この場合は、下水道使用料の場合については、先ほど水道料金では平成16年度落としているけど、それでもその以下が残ったんですね。こういう収入未済額については、この下水道使用料の場合、井戸水の利用の関係があるかと思いますが、この部分について不納欠損は平成13年度分落として、平成14、15、16、17年度、だから水道料金と下水道使用料の内容が少し違うんですよ。その辺を少し説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 平成17年度までは、水道及び下水道とも地方自治法に基づきまして5年の時効で処理しておりました。最高裁の判例が出ました後、水道料金につきましては、地方自治法ではなく、民法、民法の適用を受けるというはっきりと最高裁の判例が出ましたので、平成18年度から水道料金については時効は2年ですよということになりました。ということで、平成18年度から水道料金はそのような処理をしました。下水道使用料につきましては、地方自治法の適用を受けた5年でございますので、それは以前から変わっておりません。それで、今回平成13年度の不納欠損処理をさせていただいたというものでございます。

それと、資料要求があつております、この追加資料についてちょっとまたご説明させていただきます。

下水道使用料は、前年度の決算特別委員会の中でもご説明いたしましたけど、下水道使用料につきましては、水道事業会計のほうにその徴収事務を委託しております。その分で、下水道使用料の市水分の3月分については、水道事業会計のほうで収納して預かり金として処理しています。それが、4月以降に下水道事業会計のほうに入ってきますので、実質的な収納率は平成19年度分で行きますと、この資料に書いております水道事業の預かり下水道使用料が、平成19年度からそれ以前の分まで含めまして5,603万433円でございます。これは、実質もう収納されたものでございますので、それで計算いたしますと、平成19年度分、現年度分の収納率が97.78%でございます。最終的な全体の収納率が94.68%でございます。これも、水道事業と同じように、出納整理期間がございませんので、市税あたりと同じような比較で、5月31日で比較いたしますと、現年度分の収納率が98.83%でございます。全体の収納率が、95.74%となっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、ここでは平成13年度を513万4,735円を落としてますが、今後平成14年度、努力もしていただいて、平成15年度という形で年々不納欠損で落としていくということになるというのが1点ですね。それから、18ページ、決算書の。現在、この下水道については、国債は買ってないですね。現金として18億8,880万4,807円現金預金があるというふうに受けとめとっていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） はい、そのとおりでございます。

ちょっと追加させていただきます。

平成19年度決算では18億8,880万円余の現金預金を有しております。平成19年度の補正予算の中で、議会の中でご説明させていただきましたけど、平成19年度、平成20年度、平成21年度3年間に財政融資資金、昔の大蔵省の借金の分の5%以上について繰上償還を一定認められています。これが、平成20年度、平成21年度そのとおりに認められましたら、平成21年度、17億7,000万円ほど繰上償還する予定にしております。今のところ下水道事業会計、事務局では一

括繰上償還して、借りかえは行わないところでしております。ただし、そうなりますと現金預金が4億円ちょっとになりますので、その辺は今後ちょっと慎重にまた、一部借りかえを行うのかも検討していきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、今預かり金として5,603万433円は、この現金預金の中に入っているんですか、含めてないんですか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 資料要求があつております審査資料の5,603万433円は、水道事業会計の決算上の預かり金の中に入っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、現金預金の中には入っていないということでしょ。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 下水道事業の現金預金の中には入っておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、これが当然歳入に入ってくればね、現金預金ははっきり言って今18億円が少なくとも20億円近くになる可能性もあるなというのと、それから今言ったように、26ページにはこういう形で繰上償還をしましたよと、7%の部分が一挙にずっとたくさんありますが、今後、その次の部分をあけていただくと、28ページ、29ページ。まず、どの辺を繰上償還をしようと思っているんですか。一番金額的にも大きな未償還残高で2億5,000万円とか、利率6.15%なんかがあるんですよ。だから、6%以上というのが上のほうに2件と、それから下のほうに、これは郵政省から借りたのが6.20%というのがあります。この1、2、3件を繰上償還する考え方ですか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 一部違いますけど、平成20年度に6%台、平成21年度に5%台を繰上償還する予定でございます。ですから、平成21年度末には5%以上の利率のものはすべてなくなる予定でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） その結果、どのくらいの、元利という関係がありますが、繰上償還した後ですね、利息の関係では、最終的には2億円ぐらいの減額になると思うんですが、これだけ大きな金額を繰上償還すればですね、利子だけでも2億円近くの負担が少なくなると思いたが。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 3月議会の建設経済常任委員会の中ではご説明申し上げたと思うんですが、3年間で少し大まかな数字で申しわけございません、資料を持ってきておりませんので。3年間で繰上償還しました、言ってみれば効果が11億円。ただし、平成19年度、平成20年

度分は借りかえをいたしますので、その借りかえ後の利息までを差し引きますと、たしか9億円弱ぐらいの効果がございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） なあ黒字になるやない。

（「いや、将来にわたってというふうに」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 審査意見書71ページ。

ここに今後の経営に当たっては北谷、内山地区の整備を初めというのがあってですね、実はこれ、自分の目で確認したわけじゃないんで強く言うことはできませんが、北谷地区において川にそのまま工業用水といいますか、廃液が流されているのではないかというそういう話を伺ったことがあります。現実、そういうことが起きているのかどうかというのが一つと、この北谷、内山地区についての整備はいつごろまでに終わる予定なのか、そのことをちょっと聞きたいんですよ。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） 北谷、内山地区の今下水道整備すべく努力いたしております。北谷地区につきましては、平成19年度から入りまして、平成20、21、22年度ぐらいまでかかるんじゃないかと思っております。内山地区につきましては平成21年度から入っていくということしております。

先ほど言われました工場廃液ということに関しましては、うちのほうでは確認しておりません。環境課のほうで何度かそういう話で現地のほう見に行ったとかという話は聞きましたけども、そのことについてはうちのほうは把握しておりません。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今言われたのは、環境課のほうにそういう話があって現地に行った可能性があるかと。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） はい。只越池というのがありまして、そこの池の水質が非常に悪くなっているというのは、もう何年前から聞いておりまして、そこに水質調査に行ったという話は聞いております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 私が、今話をした川のほうには、川の件についてはご存じないと。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） はい、それについては把握しておりません。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手であります。

したがって、認定第8号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後4時07分〉

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告をいたします。

以上で決算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(清水章一委員) ここでお諮りをいたします。

本会議における決算特別委員会の審査報告は、当委員会が全議員で構成され、具体的な審査内容については後日会議録が作成されることから、要約報告とし、内容につきましては委員長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(清水章一委員) これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後4時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年11月21日

太宰府市決算特別委員会委員長 清 水 章 一